

## 第5回阿蘇市議会会議録

- 1.平成26年8月29日 午前10時00分 招集
- 2.平成26年9月11日 午前10時00分 開議
- 3.平成26年9月11日 午後4時01分 散会
- 4.会議の区別 定例会
- 5.会議の場所 阿蘇市議会議場

### 出席議員

1 番	谷 崎 利 浩	2 番	園 田 浩 文
3 番	菅 敏 徳	4 番	市 原 正
5 番	阿 南 善 範	6 番	森 元 秀 一
7 番	河 崎 徳 雄	9 番	大 倉 幸 也
10 番	湯 淺 正 司	11 番	田 中 弘 子
12 番	五 嶋 義 行	13 番	野 田 好 一
14 番	高 宮 正 行	15 番	井 手 明 廣
16 番	川 端 忠 義	17 番	高 宮 今 朝 秀
18 番	藏 原 博 敏	19 番	古 澤 國 義
20 番	田 中 則 次	21 番	古 木 孝 宏
22 番	阿 南 誠 蔵		

### 欠席議員

8 番 市 原 新

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長	佐 藤 義 興	副 市 長	宮 川 清 喜
教 育 長	阿 南 誠 一 郎	総 務 部 長	和 田 一 彦
市 民 部 長	佐 藤 菊 男	経 済 部 長	渡 邊 孝 司
土 木 部 長	伊 藤 繁 樹	教 育 部 長	園 田 羊 一
総 務 課 長	高 木 洋	福 祉 課 長	山 口 貴 生
農 政 課 長	本 山 英 二	建 設 課 長	井 八 夫
財 政 課 長	宮 崎 隆	教 育 委 員 会 教 育 課 長	日 田 勝 也
ほ け ん 課 長	岩 下 ま ゆ み	観 光 ま ち づ くり 課 長	吉 良 玲 二
住 環 境 課 長	阿 部 節 生	内 牧 支 所 長	古 閑 政 則
阿蘇医療センター事務局長	井 野 孝 文		

7. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	石 寄 寛 二	議 会 事 務 局 次 長	若 宮 一 男
書 記	佐 藤 由 美		

## 8. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問

日程第2 委員会の閉会中の継続審査（調査）について

午前10時00分 開議

開議宣告

○議長（阿南誠蔵君） 改めまして、おはようございます。

ただ今の出席議員は21名であります。8番議員、市原新君につきましては、所定の手続きを得まして、欠席の届けを受けておりますことを報告致します。

従いまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日の執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（阿南誠蔵君） 日程第1「一般質問」を行います。

これより順次、一般質問を許します。

4番議員、市原正君。

市原正君。

○4番（市原 正君） 改めまして、おはようございます。

4番議員、市原正でございます。

通告に従いまして一般質問を行います。その前に、まさに2年前の阿蘇地方を思い出させるような広島での大きな災害。不幸にして亡くなられました多くの皆様方に、心からご冥福をお祈り致しますとともに、被災されました皆様方に心からお見舞いを申し上げまして、一般質問をさせていただききたいと思います。

今回は2点について通告を致しております。

まず第1点、市の農業政策についてであります。皆さん方、既にご案内のようにTPPの問題、また農業従事者の高齢化、後継者不足等々によりまして、全国的に厳しい状況の中に農業がおかれております。そういう中であって、阿蘇市も同じであります。しかし阿蘇市の中で一生懸命頑張っておられる農業従事者の皆さんが沢山いらっしゃいます。大変嬉しいことではあります。その皆さん方の中に、やはりこれからどうなっていくのかという大

きな不安もあります。

そういったものを踏まえた上で、通告の中でこれから取り組む主要な施策についてということと、水稻、畜産、施設園芸等の今後の展望についてということで、1番、2番と掲げておりますが、これを2つ一緒にして所管の農政課長に伺いますが、今の農政課の取り組み、また今後の展望そういったものをどのように分析をし、今後、主要な施策としてどう取り組んでいくつもりなのか答弁をいただきたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） おはようございます。

それではお答えしたいと思いますが、主要な施策と今後の展望も併せてご説明をさせていただきます。

ご存知のとおり、農政課分野については多岐に渡っておりまして、幅広い事業をしております。全てをとという話は非常に時間が掛かりますので、特に今必要な施策という部分で説明をさせていただきたいと思います。

まず、農業振興分野、水稻を中心とした分野ですけれども、やはり今後の農業、米が下がるという仮定の中で、どうしたら生き残れるかということだと思っております。今現在、集落営農というものがございますが集落営農の中でやはり集積をして、また機械共同を利用してやはりコストを下げることが基本ということで、これまで人農地プランということで作成をしましたが、これなかなか中の充実が欠けております。今後、災害も終わりまして、職員一丸となって集落に入って集落の実情を把握しながら、集落の話し合いの中で集落の今後の農業をどうしていくかと、誰に集めますかといったかたちを真剣に話し合いをしていきたいと思っております。

その中で、中間管理機構という事業が出てきました。そういった、安心して貸せる制度も出来ましたので、それも活用しながらやっていきたいということを考えてます。

水稻の場合は、昨日も話しましたとおり、もう1万円ということの中でやっていきますから、やっぱり1人あたり20haとか30ha規模の経営じゃないと到底やっていけないと。今、逆に単純に計算してみますと1人20haを作ったとしても反当8俵で1万円すれば1,600万円と、所得から言えば半分で見ても800万円と。それに代わり、トマトであれば反収は300万円、400万円という中で、全く規模を大きくしないと出来ないということですので、集落に入ってそういった営農集落の法人化も含めて強化したいというのを、急務な課題としております。

それから新規就農の確保です、これについてはこれまで、8年間に46名程、新規就農者が出てきております。特に、施設園芸で好成績を出してやっておりますが、これは引き続き今の国の150万円の就農給付金も生かしながら、また受け入れる体制として生活面の住居も含めて、やはり入りやすい環境を作って、私達も県と協力してやっていきたいということと、特に後継者の部分は、後継ぎ、親元就農を是非強めたいと。やっぱり、IターンとかJターンじゃなくて、Uターンというかたちで、一つ家族のお子さんがすることで、やはり地域をまた活性化していただくという気持ちもあって、そういったことも特に気をつけながらやっ

ていきたいと思えます。

それから施設園芸です。施設園芸については、先ほども言いましたように、やっぱり阿蘇の農業は土地利用型ではなかなか厳しい部分があります。施設園芸では、やっぱり安定した収入が得られます。少しの田んぼで、高収益を上げるということの魅力があります。そういったかたちで、やはりこれには初期投資とか色んな営農指導部分の問題がありますので、そういったことを行政が支援をしながら、やっぱりそういったところでやると。施設園芸をされている方が、地域のリーダーとしていらっしゃるというのが現実でございますから、やっぱりそういった方向に、施設園芸に転換する部分も進めていかななくてはならないと思えます。

それから、中山間とか農地・水の事業をやっておりますが、やっぱりこれ引き続き充実させたいと思えます。ご存知のとおり、中山間であれば県内面積トップです。2億5,000万円という国の補助費をいただきながらやっています。それから農地・水についても、県内2番目ということで3億円、合わせて5億5,000万円ということで大きな金を国からの助成をいただきながら、やっぱり農地を保全維持して、そして本来なら農家が負担すべきものをこの事業でみんなと共同でやって地域作りでやって、農家の負担を軽減するということは非常に評価が高いものと思えますので、やはりこれを継続して一生懸命頑張っていきたいと思えます。

それから、農村整備ということで、これについては幹線道路の2期目に入りました。引き続き早期着工に向けて頑張っていきたいと思えます。

それから、基盤整備の施設の長寿命化、これは43年からですか補助整備しても全国どこでも施設が古くなってます。そういった分について、農家の負担が出てくる部分があるものですから、やはり国の補助をいただきながら、少しずつでも優先順位を付けて古い所から施設をして、そして今から大型化になる経営に対応出来る施設の整備をやっていきたいと思えます。

それから、畜産につきましては、色々取り沙汰されております。畜産はやっぱり、赤牛、黒牛も含めた増頭をやっていく、それが草原の維持にも繋がるということでそれに力を入れたいと。なかなか厳しい部分もありますけども、そういった新しい畜産農家を育成するというよりも、今の畜産の方々に1頭でも増やしていただくような、そういうかたちで地道にやっていかななくてはいけないかなと思えます。

それから、あと畜産については野焼きの継続です。募金活動とか色んな周りからの支援をいただいてやっていますが、現場は少し違うと思えます。野焼きで火をつける方も居ないし、そういった体制が厳しいものがあります。ボランティアとかいう人的な支援をいただいたり、中山間のお金をいただいたりしてはいますが、それでは到底対応出来ない部分がいっぱい現場であります。そういったかたちで野焼きが継続出来るような、地元の協力体制というんですかね、それが急務であると思えます。もうこれ1年、2年遅れるとそれだけ草原が荒れてしまうと思えますので、これちょっと急務な課題でやっていきたいと思えます。

それから、森林の間伐の推進ということで、もうご存知のとおり、山に目を向けない方々がいっぱいおられます。その為に災害も起きやすいし、有害鳥獣も出てくるということがご

ざいます。せっかく国の事業がありますのにそれを利用しない、その辺は行政と森林組合が手を取って末端に情報を流しながら集团的にするということ、木材についてはやはり木質、バイオマス等を利用して、それに付加価値を付けて、それが自然と山の手入りに繋がるということになると思いますので、この辺は口で言うのは簡単ですけど、そういったことを考えながらやっていきたいと思います。

全体的にはそういうことですけど、その施設園芸の今後の展望でちょっと追加させていただきませんが、施設園芸については今のままでは、やっぱり中途半端だと思っています。水稻を作りながら、施設園芸するという方がかなりおられます。やっぱり専門化しないと、収益は上がらないと思います。阿蘇市が今、一人当たり大体平均が2反5畝ですけど、益城とかいう所になったら3反5畝とか4反の経営をやっています。規模が小さくて、収益も上がっていません。やはり水稻をすることによって、管理が滞るようになって収益が上がらない部分ありますので、やはりそういった専門化をして、水稻については集落営農の共同部分でお願いをして、本格的な施設園芸に取り組むと。それによって今、反収110万円ですけど平均が、やっぱり400万円だったり500万円取っている方がおる訳ですので、そういう手入れをすればそれだけ収益があるから、そういったかたちでやっていくような方向をしたらどうかというふうに思っています。

長くなりましたが以上です。

○議長（阿南誠蔵君） 市原君。

○4番（市原 正君） はい。課長の方からいろいろ答弁をいただきましたが、今の答弁の中で、私の方で3つ気になることが出てまいりました。

その1点は、親元就農ということでございます。Uターン、いわゆる都会に出て、そしてやはり田舎に帰ってくると、親元に帰ってくる。そういった新規就農者に対して150万円の就農資金、それが該当するのかということが、まず第1点であります。何年間、今1年間なのか2年間なのかその辺りも含めて答弁をいただきたい。

それからもう1点は、野焼きについてボランティアに頼ってばかりいられないと、そういう課長の答弁であります。私もそのように考えております。やはり、ボランティアの皆さんは大変有り難いです。しかし、ボランティアの皆さんも高齢化が進んでいるという状況の中で、やはりその辺りを真剣に考えるべき時期ではないかというふうに考えております。

私としては、輪地切りという大変な作業がありますが、それを機械化をなんとか出来ないかというふうなことも考えておりますので、課としてどういうふうな対策を考えるのかということ伺いたい。

3点目は、施設園芸の専門化という話が出てまいりました。これはやはり、どうしても今課長が答弁されましたように、今後の農業の中で専門化していくというのは、水稻だ畜産だということで、やはり専門化というのは必要だと思いますが、その為に課としてそれを進める為の施策、そういったものを何か考えておられるか伺いたいと思います。

以上、3点お願い致します。

○議長（阿南誠蔵君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） それでは親元就農、新規就農でございますが、今これが国から150万円というのは5年間であります。ただ、この要件が色々ありまして、所得が250万円以上を超えたら対象にならないということだったと思います。

それから結局、自分の名義で出荷をしたりとか、土地利用したり、独立したかたちの経営をしなくてはなりませんので、そういった要件をクリアして5年間の150万円というかたちで取り組んでおります。

うちとしても、やはり漏れが無いようにですね。対象になる人が漏れたりするといけませんので、常日頃から新規就農の方の情報を入れて、その人と面接をしながら対象になるかを確認しながら精一杯やっているところでございますので、引き続きやりたいと思います。

それから、野焼きにつきましては、先ほど言いましたように、なるべく省力化と言いますか、簡単に出来るような方法を行政は一方では進めないかと思っています。輪地切りについては中山間事業で、ある程度の事業をやった恒久的な部分で、まあ軽トラが入って動噴も持って行かれるような状態の部分で今やっています。各牧野取り組んでおりますので、昔と比べれば結構、輪地切りの簡素化が来ているというふうに思います。またあとは、特区とか色々な事業を今進めております。その中で規制を解除しながら、野焼きのやり易い環境を作るといふのに取り組んでいきたいと思っています。

それから施設の専門化ということで、これはやはり農協とこれまで意見交換会をやった中で、やっぱりそういった方向で市はせないかんとということで今日申し上げました。これは今からの課題であります。やはり専門化に向けてする為には、やっぱり集落営農の中で水稻をどうやって皆で共同でやるかとか、そういうことをして初めて施設園芸の方々が安心して施設に集中出来るというような環境を作るようなかたちで進めたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 市原君。

○4番（市原 正君） 色々農政課として取り組んでおられるということで、今後やはり、先ほど答弁の中にありましたが、農家の中に入って情報を収集する、そしてその対応というものを強く求めていきたいと思っています。

それでは、その次の質問になりますが、今年の夏、トマトが非常に価格の低下がありまして、トマト農家が大変な状況に入ったというふうに聞いております。最近かなり持ち直しはしたものの、酷い方は昨年、或いは一昨年の半分ぐらいしか取れてないと、そういった話も聞いております。

またトマト農家の中には、これは来年もあるのではないかと、今後そういう状況が考えられるのではないかとというふうな心配をされておられる方もいらっしゃいます。

その点について、農政課としてどのような分析をしておられるのか、またその対策としてJA辺りとの協議そういったものが進んでいるのか、その辺りについて答弁を求めます。

○議長（阿南誠蔵君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） お答えします。

トマトにつきましては、おっしゃるとおり、今年については非常に価格が下がっております。実績としまして、6月が平均単価が971円ということで、6月はそんなに無かったんです

が、7月が742円、去年が平均が1,122円ということでかなり下がっております。それから、8月についても最終結果が昨日出まして820円ということで、昨年が1,065円ということで下がっているという現実がございます。これについては、やはり危機感を感じてJAとも協議をしておりますが、状況としては今年は特に豊作だったということと、やはり東北の震災以降、産地である福島とか始め、やはりそういった所が復旧しながら量が出てきたということも原因であるということをお聞きしております。

これについて、下がったからどうするかということでございますが、トマトはやっぱり短期的な単価の差があります。これから上がってくる部分があります。既に、昨日現在で1,600円から1,700円はしているということで、今後も農協の推測では8月が雨が降ったものから量が減るから、更に上がる見込みであるというふうなことをおっしゃっておられました。そういうことであれば、やはりその時下がったというよりも、やっぱり今まで波がありながらその単価が変わってやっていく訳ですので、1年を通して、そしてその結果がかなり悪かった場合には何らかの対策をせないかんと思いますが、今の時点では今上がっている現実がある訳ですから、ちょっと様子を見させていただいて、ただ期間で下がった期間というのは必ず安定基金というのがあります。その部分で国からのお金を補填する部分がありますので、それで対応していきながら1年を通して見ていきたいと思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 市原君。

○4番（市原 正君） 課長、ありがとうございました。

この問題については、副市長の方が、阿蘇のトマトの生みの親でありますので、ここで意見を伺いたいと思っておりますが、宜しく願いしときます。

○副市長（宮川清喜君） お答えさせていただきます。

農作物、特に園芸については、価格の変動というのはある訳です。ただ、これが一定して初めて、農家は良くは出るかという私はそうじゃなかと思っております。やっぱり、安かったり高かったりする変動の中で、自分の経営というのを見通していく。それが能力だと思っております。極端に言いますと、価格補填制度というのがある訳です。今年も7月は2回ぐらいかかったらと思います。それは非常に割に合わぬ価格です。まだ決定じゃなかですが、多分かかるだろうと思います。ただ、今日の市場のトマトの値段は2,200円ですね。今から量が取れない訳です。価格は高くなるばかりです。それは私は、流通技術と思っております、農家の人が。結局、トマトを前半に沢山取ると後半取りきらん訳です。やっぱりマラソンと一緒に、最初からやりばなし走りきらんじゃなかですか、後はくたばるじゃなかですか。トマトは農家の人に言っても、やっぱり生ったのはなかなか千切りきらんとですよ、作る人は。それで極端に言いますと、毎年値段が下がる8月の盆、3日ばかり市場が休みがある訳ですね。大暴落するんで。それば解決してもらおう為にはどげんすればよいかというようなことで、農家から相談を受けたことがあるとです。私がしたのは、ハサミば持ってって丁度その日に出るのは分かるんですけど、逆算すれば、そこの花を全部切ってもろたごが、そこの奥さんがその時は、やりばなし私に腹かかしたとです。あんたが知らんもんじゃなかじゃなかですか、それが日にちが間違ったらどぎゃんするとですかって。心配しなすな

って、そぎゃんとはもう何十年も作ってきているけんトマトが何日で今の太さに熟るっちゅうことはすぐ分かりますよ。そして今度は盆が来て、やっぱり大暴落したとですね、3日間ばかり。その時はその家はほとんど出らんとですたい。そら花ば切ってしまうとるけん出らん訳ですな。ところがその後が、違うとですよ。そこで休ませれば、必ずその後は沢山出るとです。それで、奥さんが言わしたのが、やっぱあたどんに聞かにや分からんとなって、おかげでそれだけで150万円儲かりましたって。結局、それが流通技術ですよ。そればやっぱり、その付近の情報を入れんで園芸というのに取り掛かれれば、ずっと人の後ば追っていくことになるとです。

今聞きますと、阿蘇トマトが事業でちょっと入るとですが、八代が非常に規模が大きい、八代が日本一のトマトの産地200ha以上あるとですが、今度また60haぐらい事業で入れるそうでございます。阿蘇もちょっと入れます。そこが、梅雨が来んでその200haのトマトが、だらだら8月まで出た場合には、今年と同じごつ前半はかなり安かです。その時はうちは防衛策として、トマト大体5個位なるとですよ。それをやっぱり、2個は必ず落とさにかいかなとです。落とすとれば9月沢山出る訳ですばってん、それば何もせんでトマトの木に任せて、同じごと他所の情報入れんで栽培しとれば必ず暴落に遭うちゅう、やっぱりその付近の情報技術ちゅうのをJA辺りは早めに入れて、結局するちゅうのが技術者の役割だろうと思っています。

それで、後継者の問題があるとすばってん、一緒に後でご相談しようと思ってたが、さっき他の方かも知れんですが、後継者に150万円出すですたいね。出すとは他所に出とった人はそういうことで理由付けすれば、ところが阿蘇内にも何人か残るととですよ。そしてやっぱり、行政の政策に乗った経営を今からはまりよる、阿蘇におったその人達にもやっぱり私は考えてやらにや不公平だと思っております。それで、そこまで市長にはお願いしとらんとすばってん、数は知れとるですもんね。阿蘇市で何人ですよ。それでやっぱり、その人達についてもずっとおって親の面倒見て経営ば始めとる訳ですけん、その人達にもやっぱり面倒が行くべきじゃなかか、これ話が横に逸れたですばってん、やっぱり後継者としてはその付近の面倒みると公平じゃなかろうかと思っております。

それと最後になります、今トマトが12億円ぐらいです、うちが。阿蘇郡で20億円超しとる訳で、非常に主要な品目ですが、日本の全国の数ばちょっと調べてみましたが、殆ど面積が動いておりません。1番夏で動いとるのは、阿蘇市が1番増えております。北海道から日本中で増えとる産地は無かちゅうことは、ハウスば入れきらんちゅうことですね。ハウスが高くなってけん。それで面積が増えていくのは、八代と夏場の産地では阿蘇だけでございます、今のところ。それで、それは強気にやってよかじゃなかろうかと思っております。やっぱり、その農家の人と個別で各論ば話さにか農業政策は駄目ですもん。あんたがは何反しなっせとか、総論的な話じゃどげんもならんけん、生活の中で各論の論議をやっぱりするような行政であって欲しいし、JAであって欲しいし、農村の指導者であって欲しいって思っております。議員さん達も、その役割を担っておられる訳ですから、どうぞその付近にご協力願えればと思っております。

以上です。

○議長（阿南誠蔵君） 市原君。

○4番（市原 正君） 副市長から、まさにトマト農家にとっては大変、有意義な答弁をいただいたと思っております。ありがとうございました。

更にもう1つ、今横道に逸れるということで副市長いただきましたが、やはりその先ほどの150万円ですね、これをそのまま就農する、Uターンでなくて実家にいて親の後を継ぐ、まあ私事ですが、うちの次男もそのまま就農しました。今言っているのは、2～3年外に出て帰ってくれば150万円貰えたのについてというような話もしとります。実際そういうことがあるということ、農政課としてしっかり踏まえて、今後そういった対策も早急にとっていただきたいというふうに要望しておきます。

以上です。

副市長ありがとうございました。

それでは、次の市の財政問題についてであります。今回、決算状況報告ということで分析の報告等をいただいておりますが、この通告書にも書いております扶助費の推移について、どうしても右肩上がりです。どんどん上がってきていると、年間5%～8%の増加があるという。

これについては昨日も、田中則次議員の方からの質問があつておりましたが、もう仕方の無いことなのか、財政課として何らかの対応が取れるのか、そういったことについて伺いたいと思います。

併せて、2番目に書いておりますが自主財源の確保について、財政課としてどのようなことを、一歩踏み出した具体策そういったものがあるのかということを知りたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） おはようございます。

お答え致します。

昨日の田中議員の答弁と若干、重複するかと思いますが、扶助費も含めた社会保障経費、これは仕方の無い部分も勿論ございます。これは大半でございます。ただ医療費ですね、これが膨大な金額になっておりますが、医療費につきましては先日、ほけん課長も述べましたとおり、検診の受診、これによって早期発見によって医療費を抑えると。やはり、重症の患者は健診をあまり受けていないという結果が出ております。そうなった場合、医療費が高額になるというような部分もございますので、社会保障経費の中である程度削減可能というのは医療費でございます。今後、そこに重点として取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

それと勿論、今議員もおっしゃられましたように財源ですね。毎年増えるこの社会保障経費の財源をどうするか。昨日申し上げましたとおり、これまでも勿論取り組んで来ましたが、これからもその為の財源を確保することが至上命題でございます。勿論、職員数の削減等も必要でございますが、これも限りがございますので、昨日申し上げました一歩踏み込んだ取り組みというのは通常にはない外部委託とか、そういう部分も他の先進地を研修しながら取り組んでいかなければならないかなというふうに思っております。

また、阿蘇市には遊休地が多数存在しております。また、今後も発生すると思います。そういう部分についての有効活用、また一般への売却、一時的ではございますが一般財源として十分活用出来ますので、そういう部分についても積極的に進めていくというかたちです。

それと最後には、財政課としての考えという訳じゃなくて市役所全体で、勿論入ってくる歳入も考えなければなりません、出る分も抑えなと。いわゆる、不要不急の部分については、市役所全体で取り組んでいくというかたちで歳出の削減を行っていくと。そういう部分を踏まえて、増大する扶助費、社会保障経費の財源を確保するということが重要というふうに思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 市原君。

○4番（市原 正君） はい。課長ありがとうございました。

今、課長の方からも歳出の削減、或いはほけん課との連携、そういったものに真剣に取り組むという答弁をいただきましたので、今後の財政課、或いはほけん課、色んな課の取り組みについて、私どもも見守っていきたいと思います。

以上で、今日の私の一般質問終わります。

ありがとうございました。

○議長（阿南誠蔵君） 4番議員、市原正君の一般質問が終わりました。

続きまして17番議員、高宮今朝秀君の一般質問を許します。

高宮君。

○17番（高宮今朝秀君） おはようございます。

17番議員、高宮今朝秀でございます。

阿蘇医療センターについて昨日質問がありました。そして、細かい数字的なやり取りもありましたので、少し違った観点から大まかな考え方、方向性、方針についてお聞き致します。

言うまでもありませんけども、去る8月6日からセンターが開始をしました。その前の内覧会において見学させてもらいましたが、近代的な医療機器や使い勝手の良さそうな、また阿蘇五岳の眺めの良い入院室等、素晴らしい施設が出来上がったなど感銘を受けました。素晴らしく立派な器が出来上がりました。次は中身のことになって参ります。限られた人員でのスタートと、新しいシステムに慣れるには大変な作業が続くだろうと思われませんが、少しでも早い習熟に向けて頑張っていたいただきたいものです。

話は変わりますが、今から40年ぐらい前、今の医療センターの前身である阿蘇中央病院は名実共に阿蘇地域の中核病院だったと思います。当時の開業医院は、内科か外科が殆どで、どんな病気にでも治療手当てをしておられました。複雑な病状については、中央病院へ回され、少し回復するとその医院で完治させるといった具合でした。実際、私どもの家族もそのような経験を致しました。現在は、高度な技術と機器が発達し、診療科目毎に専門化してまいりました。また、市内の病院も大きく総合病院的になり、加えてマイカー等の発達により、熊本市内等の病院へ足が向くようになってまいりました。これらのことを考慮の上、今後どのようにしていくかをお尋ねする訳であります。

これと併せて、医療センターの手薄の診療科目のある現在であります。今後は、独自でその科目を充実させていくのか、民間医療機関と連携しながらの共存、共栄でいくのかをお聞きしたい訳であります。

宜しく申し上げます。

○議長（阿南誠蔵君） 阿蘇医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） おはようございます。

お答えさせていただきたいと思います。

ご承知のとおりなのですが、今、市議がおっしゃっていただきましたように8月6日、阿蘇市民の皆様方の負託に応えるかたちで阿蘇医療センターとして開業させていただきました。当院につきましては、ご承知のことも含めてなのですが、阿蘇郡市7市町村を主と致しまして、阿蘇医療圏域の皆様方の健康、生命を医療というかたちで対応させていただくということで、圏域の人口が約6万7,000人いらっしゃいます。昨今のご答弁とかの中でも色々ありましたので重複しますが、人口減少と少子高齢化傾向は顕著であるということで、高齢化率も非常に高い地域であるということでございます。平成24年の人口1,000人あたりの死亡率は13.4%、この主な死因としまして悪性新生物いわゆる癌ですね、それと肺炎、心疾患、脳疾患というのが主な死因ということになっておりますので、こういった中で、重症な救急患者様の約7割が当医療圏域に提供する資源が無かったということで、結果と致しまして、隣接する菊池医療圏や、三次救急病院になる熊本医療圏に搬出されるという患者流出割合が高いという現状でございました。

このような中で、当医療圏域の二次救急医療の再生ということで、その課題の解決ということで、市民の皆様方の病院の継続ということが基本にあります。その後ですね、熊本県地域医療再生計画という中で事業採択されまして、当院が先ほど市議からありました以前からもそうですが、今後も改めて阿蘇地域の中核病院として位置付けし、そういう自覚を持って診療にあたらせていただきながら、改めて急性疾患、脳疾患、心疾患そういった方に対応する急性期医療の体制整備を図っていくということで考えております。ご質問が多岐にわたってございましたが、地域医療の関係はまたその後、ご説明したいと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 高宮君。

○17番（高宮今朝秀君） はい。

質問の内容も大まかなことで、色々答弁も難しいかと思いますが、要するにこの医療センターの方は公営の病院でもありますので、民間医療機関と競合する訳でもありません。複雑な関係ですけども、そのところを如何に共存していくかのことであります。

民業圧迫はいけませんけども、競争社会の原理で表現して適正化を欠くかも分かりませんが、診療費の抑制化に作用するのではないかと思われております。市民のそうした負担も、間接的に目に見えないそうした抑制が働くのかなと思います。それらと同時に今後、診療治療が充実することになれば、阿蘇市民としては身近にあることで安心して暮らすことが出来る、精神的な拠り所となって参ろうかと思っております。そんなことを思うとセンター運営については、黒字経営が理想的でありますけれども、阿蘇市民の大きな安心感、福祉の観点か

ら見ると、度の過ぎた繰出金というのは考え物でしょうけども、少々の繰出金、要するにそうした一般会計の繰出金ですけども、それについてはやはりやむを得ないだろうと思われま  
す。今後は少しでも早く、市民の付託に応えられるような病院になるよう願うことと、診療  
科目の充実した市中の病院と提携すれば、当面の不便さの解消に繋がるものと思われま

す。何らかのかたちで補完し合うことで、投資が抑えられる可能性も出てくるかと思いますが  
いかがでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） はい、お答え致します。

まず阿蘇市内には勿論ですが、沢山の診療所、クリニック、病院がございますが、当然の  
ことですが、今までも良好な関係を築きながら色々補完し合うというところはやらせてい  
ただきました。改めてですが、そういった今後も医師会の方にもご協力をお願いしてご支  
援をいただきながら、昨日もありましたが紹介・逆紹介というような関係を継続して構築し  
ていきたいということを思っております。

地域医療の目指すところは、阿蘇地域に住む全ての住民の皆様方の健康を守る、阿蘇地域  
に訪れる人の命を守るということでございますので、医療を通じてかかりつけの先生、診療  
所、クリニック、病院、ひいては介護福祉施設の先生や医療従事者と行政、地域住民が連携  
して、より良い地域社会を築いていくということをお大目標としてやらせていただくわけなん  
ですが、この中でちょっと前後しますが、いわゆる役割分担というのを考えていくべきでは  
ないかと思っております。当病院は先ほど申し上げましたように、救急告示病院として二次  
救急をまず担うということが大前提でございますが、併せて第二種感染症指定病院にもなっ  
ておりますし、災害拠点病院と昨年、今マスコミで色々出ておりますがDMATと言って、  
災害地に医師、看護師、コメディカルという医療従事者がチームを派遣するというのあり  
ますが、それも創設いたしまして熊本DMAT指定病院にもなっております。

そういったことで当医療センターとしては、そういった役割を担わせていただく中で、地  
域の医療機関とは、市議もおっしゃいましたように役割分担とは言いながら、言葉は悪いん  
ですが、利用し合うような関係性をまた作らせていただきたいということを考えております。

今、院長の考えの中に開放型病院という考えがございます。これは広報誌にも載っており  
ますし、また病院便りとかにも載せておりましたので単語だけが出ておまして、ちょっと  
説明をさせていただければと思っておりますが、開放型病院ということにつきましては、要は阿蘇  
医療センターですが、阿蘇医療センターの施設設備を開放し、診療所・開業医の先生に利用  
していただくという制度でございます。診療所・開業医の先生方が診ておられる患者さんが  
入院治療の必要となった場合、患者さんを病院の方に開放型病床ベッドを作りまして、そ  
こに入院していただき、病院の医師と共同で診察していただくということも今準備をしており  
ます。それによりまして、地域を一つの病院と見立てて、それぞれの医療機関が役割を分担  
し、切れ目の無い医療、地域完結型医療を目指すということで今準備もしておりますし、そ  
の為の手始めといたしましては、地域連携室というのはもう病院の中に作っておりますが、  
これもですね社会福祉士、ソーシャルワーカーが今のところ2名です。担当の先生も永吉先

生が担当していただいておりますが、ご承知のとおり常勤の先生で、なおかつ外来患者様、入院患者様のお世話も大変で、非常に全部に力を発揮していただくというのはなかなか無理なところもございますが、併せて地域医療センターの地域連携室を拡充しながら、地域の先生方ともタイアップをしながら今後やらせていただくと。

それと、あと昨日も申し上げましたが、病院経営も市の方にも将来的には負担をさせないように何とか、ただし医療センターだけが一人勝ちということは毛頭考えておりません。今何回も申し上げましたが、地域のクリニック、診療所、病院の先生、病院とそういう連携を取り合いながら地域としてやらせていただきながら、流出する患者様方の受け皿をさせていただくということで、病院経営の方にもそういうことで取り組みをさせていただきたいと思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 高宮君。

○17番（高宮今朝秀君） 今、開放型病院と言われましたかね。そういうことを進めていかれるなら、非常に地域の医療機関の方とも上手くいくだろうと、大いに期待致します。

話はまた変わりますけども、たしか産婦人科はありませんでしたか。テレビ等で何度か見ましたけども、産婦人科をたらい回しにされたとかありました。それは、先生方が最初から診察をしていないと、いざ産気づいた時に責任を持ってないというようなこともあったらと思うんですが、まあ阿蘇ではそういうことは無いと思いますが、阿蘇市内には民間の産婦人科さんが1、2医院ぐらいしか無いとでしょう。そういった意味で、やはり阿蘇市外に患者さんが流れている面もあるかと思しますので、その辺のところもやっぱり完結型と言われましたが、阿蘇地域のそうした病人さんの完結型の阿蘇地域の医療を考えるとということ言えば、色んな面でその開放型を目指すということで非常に嬉しいことですので、そういった意味で、他の開業医の所にも何らかのかたちで、そうした紹介とか逆紹介とか言われました。そういうこと大いにされて、経済的な援助というのはなかなか無理でしょうけど、そうした人的なお互いに援助し補完し合うというのは、言葉で言えば簡単に出来るものだろうと思しますので、是非そういうことを進められて、この阿蘇医療センターが中核となって、この阿蘇市中の病院さんをまとめていかれるというようなことを大いに期待を申し上げまして、終わらせていただきますので感想をお願いします。

○議長（阿南誠蔵君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） ありがとうございます。

頑張らせていただきたいと思いますと思っておりますが、一応ご参考までに申し上げますが、中核病院と二次救急では阿蘇医療センターが担うということになっておりますが、先ほど申し上げられました産科の方ですね、周産期医療機能の強化ということで、この部分につきましては、阿蘇温泉病院に産科婦人科ございますので、地域産科中核病院としては阿蘇温泉病院の方にその役割を担っていただくということになっておりまして、県の補助と致しましては周産期医療に必要な機器を阿蘇温泉病院様の方に整備させていただくということでの助成がっております。

阿蘇医療センターは、二次救急医療での中核病院として担わせていただくということは申

上げましたとおりなんですが、色んなかたちで阿蘇医療センターもう既にご利用もしていただいておりますが、講堂のことなんですけど、郡市医師会の方から色んな講演とかそういったことがあった場合には、是非ご利用下さいということで実際、使用も始まっております。研修、研究の場における交流等を通じて、地域医療水準の向上を図るということで、そういった部分でも阿蘇医療センターとしても利活用していただきながら、阿蘇地域の先生方の医療水準の向上も考えていければ今後、地域の皆様にとって大変有意義なことだと思っております。

また、経営に関しましても一生懸命努力させていただきたいと思っておりますので、ご支援を今後とも宜しくお願い申し上げます。

○議長（阿南誠蔵君） 高宮君。

○17番（高宮今朝秀君） 心強い答弁をいただきました。

とにかく、そうした安心して暮らしが出来るということが目的でありますので、そうした面での行政的な予算付けと言いますかそうした応援、そういった面では惜しみ無い資金、予算ということまではいきませんでしょうけども、赤字経営だから云々と言って医療センターを自分としては責めるつもりはありませんので、大いにそういうところは投資をされて、安心・安全のまちづくりを目指して、是非進めていただきたいと思いますので、宜しくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（阿南誠蔵君） 17番議員、高宮今朝秀君の一般質問が終わりました。

お諮り致します。

暫時休憩をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） それでは10分間程度、暫時休憩を致します。

午前10時53分 休憩

午前11時02分 再開

○議長（阿南誠蔵君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

19番議員、古澤國義君の一般質問を許します。

古澤國義君。

○19番（古澤國義君） 19番、古澤です。

1月の大雪に始まりまして、それから消費税の値上げ、そしてまた長雨と、有毒であろう火山ガスによる農作物被害、そして先ほど4番議員の言ったような農作物の価格の低迷、まあ8月の盆までですけども、今はそんな影響の品物も少なく、大変、農家と致しましては自然災害、本当に厳しいなど。これは、農業に対する意欲もあんまり湧かないのかなど。他の人に農業をしろとは言えないなど思っているような状況でございますが、その中で、昨日あるカメラの人から電話がありまして、蕎麦畑を撮影したいということで、今朝早くから蕎麦畑に行きました。ところが、満月の朝焼けの中に、蕎麦の白い花が非常に咲いていて、これ

が本当に自然の美しさだなど心嬉しく思った次第でございます。

そんな中でございます、大野川利水事業についてお尋ねをしたいと思っております。これもそろそろ国・県、市と最終的な詰め段階に入っているのではないかなと思っております。ただ、農業者の方には何の報告もありませんけども、そんな中、大蘇ダム、欠陥ダム、水漏ダムだとか非常に失笑を買うような言葉が出ておりますけども、その中の漏水問題。この漏水問題はどうなっているのか、現況の話をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） それでは、お答えします。

これまでの経緯も含めて、ご説明をさせていただきます。

本事業につきましては、昭和54年に着工し大蘇ダム、平川頭首工、用水施設ということで、2度の計画変更を経て、平成16年度にダム本体は工事が完了しました。その後、貯水による堤体、或いは周辺の地山を観察しながら確認をしたということですが、それから17年の2月から試験湛水を開始したと。その中で、想定以上の浸透が出てきたということで、これが日最大4万㎡程度がダム地山に浸透したということで確認をされた。このため、平成22年から3年間、試験的にコンクリート吹き付けを行うということで、総額8億4,000万円を使って約3万㎡のコンクリート吹き付けをやったということでございます。その後、その結果を踏まえて今回、更に全体を浸透対策を行うということで126億円の事業費の中でやっていく。これについては、大分県側の負担の中で行うということで今、計画をしているところでございます。

浸透抑制については、今言いましたように、まず3年間やってその結果を踏まえて、今度126億円で大分県側の負担の中でやっていくということで今進めています。

○議長（阿南誠蔵君） 古澤君。

○19番（古澤國義君） それでは、漏水問題については、大分県側で負担するというのですか。全農家に負担が来るというわけでは無いのですか。

○議長（阿南誠蔵君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） 先ほど22年度から24年度の3年間については、郡司副大臣が来て言われたように、国の責任において国費でやると。それから、今回のその後の部分については、熊本県側はもうご存知のとおり、水は今の部分で十分足りるという部分もあります。大分県側が是非ともまだ足りない、欲しいということで、大分県側の負担でということですので阿蘇市の負担はございません。

○議長（阿南誠蔵君） 古澤君。

○19番（古澤國義君） はい、分かりました。

そうなりますと漏水問題解決するようになってくると、また120億円の追加ですから当然、事業計画変更というのをしなければいけないのかなと思っておりますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） 今、市議が言われましたように今、最終的に2回の計画変更を

して総事業費が593億5,000万円が今の事業費です。決まりの中で結局、事業費が全体の10%を越えた場合には、計画変更が必要ということでございます。従いまして、126億円の工事をやるということで今回、計画変更をするということで今そういう事業計画をやっているところでございます。

○議長（阿南誠蔵君） 古澤君。

○19番（古澤國義君） そうしますと、次の受益地、私が前から、これ言葉が悪いんですけど受益の対象者と、対象外ということで、前のことは一応撤回しますけども、受益の対象になっていたのが対象外になるのかならないのか、そういう部分があるのか無いのか。それを願っておるんですよ。

○議長（阿南誠蔵君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） 今回、事業計画変更ということで、受益面積の変更も行っていくということで、ご存じのとおり、今、国の受益面積が206haです。県営については同意が得られなかったということで104haということで今、事業を進めておりますが、ご存知のとおり、もう30年も経ちまして、波野の状況も水を使った営農もなかなか厳しいと後継者もいなくてですね、そういったかたちで、もう以前から市議の方が受益を早く落としてくれということでございました。

今回、阿蘇市としましては、この計画変更を期に今の部分を受益面積をやはり落として、その中でやっていきたいというふうには思っております。今どうしても、県営の部分は104haということでパイプラインを引いてやっています。そういったかたちもありまして、ある程度、県のエリアまでぐらいは落とすようなかたちでやるということでは考えてます。

ただ、波野のこれからの振興を考える場合に、単なる今の実状で落としてしまうということは避けていきたいと思えます。やはり今後、水を使った施設園芸とか色んな部分も考えられます。やっぱり振興も考えた中で、決めていきたいと思えます。

○議長（阿南誠蔵君） 古澤君。

○19番（古澤國義君） 考えてはいただいておりますけども、今のところさっき申したように、農業の現実の厳しさ。まあ私家にも新規就労者とか色々な何かで、研修生が中江部落に来ておりますけども、これ1年で家に居なくなる。小園地区で去年ハウスを作っていたけど、もう今年は作っていないと、そういうふうです。非常になかなか厳しいところはあります。そんな中ですから、受益地の抹消ということで出来る部分は抹消していただいて、農業をやるという人には、これはどうでんこうでもですね一生懸命支援をしていただきながらやっていただきたいかなと思っております。

それと中には、水が欲しいなという人が私のところに2人程頼んで来ているんですけども、そこは受益地では無いんですよ元の、印鑑押してませんから。だから、事業をすれば受益地でないといけないうすよと、新規事業はですね。だから、そういう点がありますけども、何とかその受益地、40年前の印鑑ですから40年前の印鑑が生きとる生きとらんは別にして、やっぱ事業がやりたいという人には、えらい金が掛かりますけどもそういうふうな事業やっていただきたいなと。

それからもうあんまり言いませんけども、やっぱりその、これまでダムが長くかかったのはやはり国の責任であるし、このダムを設計した人の責任であると我々は思っております。

市長も欠陥ダムは要らないよと言ったことは聞いておりますけども、そういうことですから、これから先、農家で水を利用しよる人は、今までどおりの1反3,500円内で収めていただくように、それ以上のお金は管理も何も取らないよということは出来ないでしょうか。とにかく簡単に言うならば、他のお金は今の負担だけで、利用料だけで負担金は0円と、そういうふう交渉していただきたいなと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） はい。

まず、その受益面積を見直す場合に、やっぱり新たに使おうという意志がある方については、私も今その辺の把握をしております。例えば、笹倉地区については今回、国のエリアにありましたけども県のエリアにはないということで、うちとしては県のエリアの部分で確保して残りは外そうと思っておりますが、やはりそういった今後使いたいということがありますもんですから、先般夜、会議をしましてその辺の意向を聞いたもんですから、そういった部分で十分把握しながらその見直しはしたいと思っております。

それから、今の負担金のことでですけども、やっぱり今3,500円というのは当初、やはり全体的にまだ管理費は維持管理は分からない部分の中で、大体1億円かかるということで国の事業基幹整備事業というのを作って、残りを負担した場合に割った時にやっぱり1反当たり3,500円ということで、その数字が今もずっと生きてきたと言いますか、表に出てきましたもんですから、本来であればそれは、あくまでもうちの206haの当初の受益があったからこそ3,500円です。ところがやはり今、減らすということになるとやっぱり残された方が負担が増えるということは勿論でございます。ただ、やっぱりこれまで同意を貰った時に、やはり3,500円を1つの基準として、後はある程度は当分の間は市町村で見るという話をさせていただきました。今後についても、そういう議論は今からしていけないかんですけど、やはりもう3,500円超えるということになれば同意は取られないと思っております。そういうことであれば、やはり3,500円というのは維持をしなくてはならないかというふうには思っておりますが、それは今後また協議をさせていただきます。

○議長（阿南誠蔵君） 古澤君。

○19番（古澤國義君） 考えとして、土地改良区の設立も要るだろうし、色々と管理の問題もあるだろうし、それを考えないようにして3,500円ということでやっていただくように要望して、より良い市の方向を決めて報告会なり座談会をしていただきたいと思います。宜しく。

続きまして、去年の12月から1月にかけての豪雪ですね。ところによって、雪の積もり方が違います。今回の場合は、波野沿いも割と気温の暖かい所ほど雪が積もっているんですね。これ何故かということ、水雪が多いんですから、水雪の方が積もりやすいしハウスも重たくなるから下げます。ただ、寒い所の方が雪が割とサラサラして積もりにくいという環境があった訳でございますので、当然、私達の荻岳近辺から荻町にはハウス被害が相当出ているとい

うこととございます。

そこで、ハウスの撤去についてはもう完全に終わっているのでしょうか。ちょっとお尋ね致します。

○議長（阿南誠蔵君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） それでは、雪害の今の状況含めて説明させていただきます。

今回ので最終的に申請を上げていただいた結果、撤去については101件ございました。それから、再建が107件ということで、件数で言うと208件ですけど、人として考えれば112人の方が申請されたということとございます。

実際の進捗状況ですけど、再建についてはもう既に完了されている方が107名中83名が既に再建終わっております。それから、撤去については101人中93名、92.08%がもう既に終わっているということとございます。

○議長（阿南誠蔵君） 古澤君。

○19番（古澤國義君） これ補助の期間中を私は心配しとったんですけども、来年の3月31日までということを知ったんですけど、それは間違い無いでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） はい。それはもう事業的には、そういう来年3月までということとございますので、残りの撤去していない8名の方については、今からまた未着工ですと今後やりますということと、やります。

○議長（阿南誠蔵君） 古澤君。

○19番（古澤國義君） 撤去はやらない人、その人達もやっても本当に大丈夫かなという気持ちがあるんじゃないかなと。これはちょっとここで抑えまして、この度の大雪災害では、とにかく農政課の職員の人達は大変だったと思います。何故かと言うとですね、撤去するにも何をするにも事業主体が無いものですから、バラバラの業者さん、バラバラの販売先で事業をやるものですから、おそらく見積書から何から大変だと思います。そこで、補助対象事業ですから、個々に見積額が違うんですよ。ただ、ハウス撤去についてはもう結構です。その平米750円なら750円と決まっていますから、ただ構築に対しては、1ランク上までは認めますよということだったからどういうふうなランクを認めるのかとか、非常に私は中の、補強用パイプは要らんけども全体的にパイプの30mmのを建てたい、そういう人もおったし、その部分が定かではないと。

ちょっとそのところお聞きしたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） はい。

雪害の再建復旧については基本的には同程度、要は災害復旧ですから原形復旧ということとでございます。これまでも議論したように、やはり波野村のハウスは強化型では無い訳ですから、なるべく今後災害あわないようにということで国に要望しながらやってきて、初めて1ランク上までは良いということとをいただきまして今回しましたので、あくまでも申請は上がってきたら県とか国の審査を受けなくてははいけません。その中で、今まであったのと同程

度なのかというのを審査をしますので、やはり今言った極端に今までよりもグレードが高いといったことは勿論、対象外になるということで、今回も申請が上がっている方々の中にはグレードをアップしている方もおられます。それは勿論、自己負担の中でやると、併せて工事をやるということで認めておりますので、そういったかたちになります。

ただ先ほど言いました、一つの色んな業者がおってですね単価が違うと思います。本来であれば、JAを通して均一な方が良いんですけど、やはり波野村の場合は個人での取引もあります。そういった方については、多少のズレはあるかもしれませんが、それは審査の中で十分見させていただいて、妥当かというのを判断させていただきます。

○議長（阿南誠蔵君） 古澤君。

○19番（古澤國義君） はい。

構築した人はそのところが心配しておると、ただそれぞれ自分の知った業者に頼んで早くした人、遅く作った人、さっきトマトの話が出ましたけれども、遅く作った人は今儲けよると、これはだから人間にはのさんというものがあるなと思っております。そういうことかなと。

そこで、のさんついでに撤去した人、要するに個人の業者さんの人からお金はどげんなっちゃってじゃろうか、銭はまだ出らんどか、市は立て替えてはくれんどかな、あんた言ったださいませというような要望が来るわけでございますけども、いずれにしても、なんぼ商売人さんでも2月の初めから、もう9月、7ヶ月、8ヶ月経ちますとですよ、農協から取った人ももう9月からは利子がつきますので非常に、そのところを市長なり経済部ではどういふふうに考えていくのか。これがこのまま来年の3月、新年度予算、国がこれは出せば良いんですけども、これは全国的に大被害が出ておりますのでちょっと部分的に非常に心配しておるところですが、その2点をお願い致します。

○議長（阿南誠蔵君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） はい、お答えします。

今回は、どうしても事前着工したということで、そういったお気持ちの方がおられるということは私達も把握しております。ただ、どうしても補助事業という部分で、やはり手続きがございます。これはただ、行政の言葉というふうに解釈していただければもう、しょうがありませんけども、やはり今回の雪害は、特に国の決まりがずるずる遅くなって、私達も苦労しながら説明を農家の方にさせていただいて、農家は早くせないかとですけど中身のどういったものが補助対象になるかとか金額とかずるずる遅くなって、これは関東周辺も激しかったものでそういう話になったと思いますけど、そういった事情の中で、これは阿蘇市だけが特に事前着工してるから早く金をやるというわけじゃなくて、やっぱりどうしても全体の国の事務の流れの中でやっていくもんですから、今実際が事業計画の承認ということで、まだ交付の確定までいただいてません。まだ、手続き中でございます。最終的な支払いは概算払いということで、12月に一応予定で今の計画の全額を払って、そして3月に精算ということになります。非常に申し訳ありませんが、事業上12月ということで、今回は国も全て頑張って9割という補助になりましたので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 古澤君。

○19 番（古澤國義君） はい。

12月にでも概算払いが出来るということになれば、それまで何とか。どうしても業者さんが請求に来た人は、個人立替なりしなければならないなと思っております。

そういうことで、色々と農政課の方は大変だろうと思えますけども、農家の負担が軽くなるようにお願いをしたいところです。

次の問題、火山ガスについてという表題を出しております。

西が暗いけど雨ではないかと、雨ではござらぬようなヨナぐもりと、こういうふうには地元では詠われております、盆踊りの歌にですね。だから、西が暗いのは夕立が来よるとじゃねえかと、いやいやあれは夕立じゃありませんよと、ヨナが降りよるとですよと、そういうことで、ヨナとか火山爆発については、阿蘇神社のご神体を爺さんの死体として崇め奉ってきているのが現状でございます。

そんな中で、火山ガス、先程から申し上げましたとおり、これが有害があるとすれば、硫黄分 5%とかあるとすれば、その告知方法を火山ガスは阿蘇神社周辺のことは人命尊重というのは分かります。ただやっぱりあれは、ピラミッド型式に高い程流れてくる可能性があるとは思っておりますけども、そこでこの研究所、それから測候所とかも、どういうふうなことになっているのか、まずその点だけを総務課の方をお願いをしたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） おはようございます。

ただ今ご質問のありました旧測候所につきましては、平成 19 年度末で閉鎖をされまして、これは国の行革に伴う一環です。その後、どうしてもうちには阿蘇山があるから、何らかのかたちで残してくれということで、現在この北側会議室の隅の方に阿蘇火山防災連絡事務所ということで常設をされております。随時、火山関係の情報、定期的な観測行われますので、その情報を総務課の方に上げていただくように今しております。

○議長（阿南誠蔵君） 古澤君。

○19 番（古澤國義君） では、これはうち辺の部落でもちょっと今、甲状腺の悪い人が入院したんですね。窓は閉めちゃったんだけどなと言ってますけど、やはりその流れによっては非常にそういう影響も出ております。これは人体的にですよ。

ですから私が言いたいのは、今簡単に言えば、硫黄分の 8%が吹いてますよ、今、國義さん家の方さん硫黄が流れてますよというような情報が欲しいんですよ、本当は。それがこの前、測候所に聞いたら、測候所としては硫黄分の吹き上げのりだけですよ、風の流れは測候所の方ですよと、そういう説明でした。そらあんだ、今までののはどげんなちよるとねって言ったら、爆発じゃありませんと。新聞には水蒸気爆発と書いてあったじゃないですかと聞いたら、測候所の方はあれは爆発じゃありませんと。ならほんなこつ、ばかんとやったのが爆発かいと言ったような経緯がございますけども、そこで私としては、連携をしていただかんと早めにそれがガスが今、波野の南南西のどこの方向で、例えば遊雀なら遊雀、立塚の方に流れてますよと、そういうことが分かれば、ハウスの入口だって閉められるんですよ、

1 時間か 2 時間ぐらいは。そうすると、災害をある程度は未然に防げるかなど。ガスがかかったなら今度は逆に、ハウスの中でもスプリンクラーで水を水分をかけたらどうなるのかなど、ある程度、若干は影響力が減るんじゃないかなど。ただそのまんま、日中にさらされると影響は出てくるなど。そこのところは、後から農政課に聞きますけども、まずその本当の告知の方法をお願い致します。

○議長（阿南誠蔵君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） ただ今のご質問ですけども、事前に、例えば古澤市議のご自宅の方向に何 ppm のガスが流れていると、そういったのを事前に告知出来ないかといったご質問だと思います。

それを調べるためには、そこに流れているガスを取ってきてか、そこにガス検知器を当てんと実際分からないような状況であります。火山ガスも常時、レベル 1、レベル 2 に関わらず火山ガスは出ております。火山ガスが出る量についても、7 月は大体 1,500~2,000 t、9 月 8 日の観測では大体 1,200~1,300 t ということで、レベル規制に関係なくガスも出ておりますし、その火山ガスの濃度もバラバラです。

今、気象庁、天気予報の方で、中岳火口海拔 1,500m の位置の風向き辺りを天気予報で発信されております。しかしながら、そのガスの濃度であるとか風向きも当然なってきますけども、雲の高さ、地形辺りでどっちにどう流れるか分からないちゅうのが現状です。1,500 m の所は、例えば西風が吹いとる、しかし 800m、900m、500m 当然障害物等もありますので、どっちにどう流れるかちゅうのはまず推測するのは不可能ということで、お願いしたいと思えます。

○議長（阿南誠蔵君） 古澤君。

○19 番（古澤國義君） 7 年前にも、波野で作っておる方のホウズキ畑が全滅したんですよ。これもその時は、ガスの影響だったと分かっていたんですよ。ところが人間というのは、災害は忘れた頃にやってくるみたいで忘れてたんですよ。ただ、長雨の被害とかそういうことばかりで、そうしたら今年、またおかしいなおかしいなと思えば、見る見るうちにホウズキの葉がいかんようになったと。

それと、例えば私のキャベツだってこんなふうです。これが外葉に火山ガスがかかってこういうふうになるんです。これが 2 枚目の中です。これは、ガスがキャベツにこべりついて、そしてこういう点は虫穴じゃないんですよ、ガスで穴がほげとるんです。こういうふうに、こういうふうな影響も受けるんです。ですから私が言うのは、こういうことを未然に防げるような方法ですが分からんちゅうても、こんだけ水蒸気が上がって煙が上がって、こっちに流れよるとすれば、それだけでも気をつけてくださいよというぐらいの情報は、お知らせ端末で言っていたら出来ると私は思っておりますけども、これこそ三者三様で協議をしていただいて、出来ないことは無いと思えますがいかがですか。

○議長（阿南誠蔵君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 庁舎の方から眺めて、確かに火山ガスらしきものがそっちに流れるということが確認出来れば、今ご意見いただきましたので、こういった放送が出来るか

という部分も検討していきたいと思います。

実際、私達も7月中も1回、2回程ありましたけども、ガスの臭いがするというような情報を得た時には現地に1回赴きまして、こういったかたちでお知らせ端末の中で、「火山ガスが流れてくる可能性があります。農作物の管理には十分ご注意くださいとともに、気管器系、呼吸器系、健康状態不安な方はご注意ください。」というような放送を流しておりますので、状況確認した上で対応出来る部分是对应進めます。

○議長（阿南誠蔵君） 古澤君。

○19番（古澤國義君） 特に極力、測候所と三者で早めに情報が流されるように、それが分かればさっき言ったように、ハウスの窓だって閉められるかも分かりませんし、明けの日、例えば野菜畑の消毒をすれば、更に葉害を招くんですよ、ナスの上に。本当は硫黄分だから良うなからないかんとばってんが、程度なら温泉水と一緒にですから、水を引っかければ温泉水なるんですから、本当はそうならないかんですけれども、その上に農家の人は予防ばするものですから、逆に被害が大きくなったと。そういうこともございますので、こっちの方法は、なるだけ三者三様で協議をしていただいて、お知らせ端末なり防災無線で言えばあんまり銭も掛からんこととございますので、早めな情報をお願いしたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） ただ、その告知も100%ではありませんので、そこはご認識をお願いしたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 古澤君。

○19番（古澤國義君） 結構です。そういうことであれば、皆さんの意識が変わってくるかなと思っております。阿蘇山は今、ガスは出とるけどふーんと余所見みたいな考えで、しないで済む分があると思います。

そこで、農政の方にお尋ね、お願いですが、例えばさっき申したように波野地区ではハウズキが全滅しとると、それからキャベツ畑も火山ガスの影響と長雨で収穫0の畑があるんですよ。中には、加工向けに出す人は良いんですけども、青果向けは商品価値がありませんので。そうなってくると、非常に価格低迷が続いた上に品物も無いと、非常に農家の財布の現状は厳しいんですよ。去年、農家が良かったものですから税務課は知ってると思いますが、農家の年収はかなり上がってるんですね、健康保険から何から。そういうふうで、その分を今年払わないかんから、農家の人達は今年は大変だと非常に健康保険も最高の84万円の部類の人が結構おりますから介護保険9万3,000円か、合わせて91万円ぐらい払わず人が結構ですからこれもう大変など。

そこで、そういうふうな施策をお尋ねする訳ですが、昔はヨナが降ればヨナ対策事業、それから天災融資とかもですね、阿蘇防災対策何とか事業ということで随分、恩恵じゃないけれどもそういうふうなことが直ぐ立ち上がったんですよ。今、農家が少ないものですから、そんなに10人が10人、100人が100人なかなか被害の状況を言う人はおりませんから、そういう点で何か農政の方でお考えがあるならばお聞きしたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） それではお答えします。

ガスに対する被害ということで、先ほどありましたようにハウズキについて、2名の農家で21aが全て駄目になったということでご存知だと思います。その他の今日、キャベツの部分を持ってきていただきましたが、これもなかなか農政課では専門ではありませんもんですから、普及所と常に連携を取って色々調査をしています。普及所の方では、どうしてもやっぱりハウズキ以外では、なかなかガスとしての被害というのが確認出来ないということで、私達も職員が行っているんですけど、なかなかガスでやられたというのが確認出来ず困っております。

また、県も問い合わせをするところでは、今のところ確認が出来ないもんですから、ちょっと今の状態で対策はストップしておるといってございまして。しかしながら今日、そういうことを見せていただきましたもんですから、もう少し調査をしながらですね、ご存知のとおり、ヨナで県も動いて支援をした部分がございます。それは相当な被害だったということでございます。今回も被害がどのくらい今後出てくるか、色んな部分で、今の時点ではなかなか厳しいと思います。ただ今後で、そういう部分が、もしくはそういう必要があれば勿論、県と協議しながらやっていきたいと思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 古澤君。

○19番（古澤國義君） これが、うち辺のハウスの人もですね、やっぱトマトの花付きが悪い、奇形が多いと、花に異常をきたしていると思うんですよ。だから、トルコキキョウにしましても若干、花の付きが悪いなど。ところが今年は、長雨という割には雨が2日以上も続くことは無いんですよ、3日目ぐらいにはぱっと薄日が差したりとか、だからあんまり長雨の影響は無いかなと、ただそれよりも、火山ガスの影響の方が強いかなと、害があると思えばですね。

ですからそういうふうになるだけ告知をして、このガスが波野全体にいつとるちゅう訳じゃないんですよ、部分的に行く日があるんですよ、風向きによって。多分、根子岳からよくて、私の荻岳のところで風が遮ってあの上空のところサラサラと流れて、そして荻町にも行つとるんですよ。荻町のトマトの人もおかしいな、ピーマンもおかしいなと、そういうふうな結構人が多いんですよ。そういうことで、そういうような被害が多いことを申し上げて、私の質問を終わりたいと思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 19番議員、古澤國義君の一般質問が終わりました。

お諮り致します。

午前中、後十数分残っておりますが、午前中の会議をこの辺で止めたいと思っておりますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 異議なしと認めます。

よって、午後1時から再開致します。

午前11時44分 休憩

午後0時59分 再開

○議長（阿南誠蔵君） これより、午後の会議を開きます。

質問に入る前に、一般質問に際しまして注意していただきたい点がございまして申し上げます。

昨日も申し上げましたが、質問者の議員におかれましては簡潔な質問をお願い致します。

また執行部におかれましては、質問に対する答弁が簡潔で的確でないことが見受けられます。つきましては、答弁者におかれましては、質問に対する的確な答弁をお願いし、議会の運営にご協力をお願いしたいと思います。

ただ今から、一般質問を続行致します。

3番議員、菅敏徳君の一般質問を許します。

菅君。

○3番（菅 敏徳君） 3番議員、菅敏徳でございます。

通告書に沿って、質問致します。

まず最初に、市道内牧中央線沿いの遊休施設、特に保養所跡地の適正管理に伴う指導ということで質問させていただきます。

皆さんもご存知のとおり、スーパーみやはらから内牧市街地へ走る内牧中央線は、生活道路はもとより、内牧中心市街地を形成する極めて重要な道路であります。現在、内牧商店街も一の宮門前商店街に負けじと、各ホテル、旅館、各商店、中でも内牧繁栄会の皆様が創意工夫され賑わいを取り戻しつつあります。某食堂の赤牛丼は毎日長蛇の列ができ、県内外から家族連れや若いカップル等様々な方が来られ、また中央公園あそびバから内牧中心部を散策し、回遊されている姿も見られるようになりました。

そのような状況の中で、内牧中心市街地の玄関口でもあります内牧中央線沿いは、一昨年発生致しました九州北部豪雨災害で被災された建物や、閉鎖された保養所跡地が点在しております。中には崩壊の恐れのある保養所、草が生い茂っている土地、何年も使わずに放置されているプール等、管理が徹底されておらず、周辺環境を阻害しているように見受けられます。このような状況の中で、土地建物の所有者に対して、今までどのような改善指導をされていたのかお尋ね致します。

○議長（阿南誠蔵君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） お疲れ様です。

阿蘇市の方では、平成20年9月に生活安全条例というのを設けまして、その中で対応するようにしております。しかしながら、この生活安全条例につきましても、あくまでも努力義務ということになっておりますので、そういった通報を区長さん方から市に受けますので、その分につきましては、所有者に対して文書で改善のお願いを致しております。

実際、平成22年度以降、22件の通報がっております。内容としましては、もう家が危ない、枯れ草があって火事が心配、非常に危険だからと、それを受けまして市の方で所有されている方々に通知を行いました結果、10件につきましては対応済みになっております。

以上です。

○議長（阿南誠蔵君） 菅君。

○3番（菅 敏徳君） 中央線を通ってみますと、この2つの保養所は非常に防災防犯を考えた場合に、非常に危険な家屋だと思っております。

都会では、朝夕ワイドショー等の番組で、不審者による少女への悪戯等放送されております。今までに、この建物に対して事件性のようなものがあつたのかお伺い致します。

○議長（阿南誠蔵君） 総務課長。

○3番（菅 敏徳君） ご指摘がありました、地域での事件性に関わるような事案が生じたかというご質問ですけども、総務課の方には一切通報は入っておりません。

○議長（阿南誠蔵君） 菅君。

○3番（菅 敏徳君） 無かったことは、大変非常に良いことだと思います。

しかし今後は改善指導行うにあたり、条例の制定が必要になるかなと思われまふ。また私達のその集落の環境保全については、今や全国共通の問題であり各都道府県、市町村においては、街並み景観や集落環境を保全することを目的とした独自の空き家、空き地の管理に関する指導の為の条例が制定されております。宇土市では今9月の定例議会で、崩壊の恐れのある危険家屋の所有者に対し、市が取壊し等を指導出来る条例を本年度中に制定する考えを示したということがありますが、阿蘇市もこのような条例の制定が出来ないものか伺います。

○議長（阿南誠蔵君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 条例の制定関係について、いかがなものかというご質問であります。

今般の秋の臨時国会の中で、国の方で論議が進められておまして、空き家等対策の推進に関する特別措置法、こういった法令が今論議をされております。具体的にどういった法案かと申しますと、荒れた家屋、荒廃家屋だけでなく土地も含め雑草でありますとか、流木、竹がこちに入ってくるとかそういった部分も含めまして、防災面のみならず衛生面、また景観の面から見て、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす物件から、地域の住民の方々の生命財産、身体を保護し環境の保全を図り有効活用とするような法案が審議されております。この法案の成立を受けて、市の方としても対策を行いますし、この法案が成立し条例化されれば当然、具体的な措置としまして特定空き家、ご指摘のあつたような建物、土地に対して除去でありますとか修繕、また流木、竹の伐採等の措置の指導・助言・勧告・命令が可能となるものであります。

以上です。

○議長（阿南誠蔵君） 菅君。

○3番（菅 敏徳君） ただいま課長の仰いました国の方針によってまた阿蘇市の条例の制定出来るというようなことを伺いました。またこの条例が制定された場合ということで抽象的な質問になりますが、崩壊の恐れのある危険家屋、老朽家屋を所有するものが解体とかする場合の費用の一部の負担とか、また更地にすると所有者の相続人が支払う固定資産税の増加等による措置等は今の時点で考えられておられないとは思いますが、この辺どのようにお考えでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） まず1点目の荒廃家屋を所有者が取り壊す際の市の助成、補助が出来ないかということでありますけども、基本的にはあくまでも個人の建物でもありますので、市からの助成というのは非常に厳しいと考えております。

傷み具合も程度によってきますし、所有者の意志「もう市が崩してくれるならば、一時ほったらかしとこう」とそういうことも考えられますので、そこは慎重に取り扱う必要があるかと思えます。

あと2点目をいただきました、更地になった分につきまして、現在、何でもこういった荒廃家屋がいつまでも残っているかと言いますと、税法上ですね、専用住宅が建っておれば固定資産税がある程度、特例ということで軽減化させられるような措置がっております。この軽減化の措置についても、荒廃家屋の取り壊しを円滑させる為に荒廃家屋として認定されれば、まず通常この家は住むことが出来んだろうと、そういった家についてはもう予め調査をした上で、固定資産税の特例、軽減措置を外すそういった措置も今、論議がされております。

○議長（阿南誠蔵君） 菅君。

○3番（菅 敏徳君） 分かりました。

その中で、この条例が制定された場合、条例の中に場合によっては強制的な執行も出来るようなことがあるとすれば、そういった具体的にはどのようなことが生じるかお聞かせ願えませんか。

○議長（阿南誠蔵君） 総務課長。

○3番（菅 敏徳君） 先ほど申しあげました法案の中で、代執行、行政側が代わってやるような状況もありますけども、代執行にあたっては非常に慎重に対応すべきだと思っております。当然、もう近親者がいない所有者がいない、そういった事例がありますので、そこは丁寧に委員会なりで特別のそういったものを審議する委員会なりを定めた上で、その中で決定して行きたいというふうに考えます。そこはもう慎重に行きます。

○議長（阿南誠蔵君） 菅君。

○3番（菅 敏徳君） 代執行等が出来るということで今、課長答弁にありました。そこら辺は、慎重にやっていくということでの認識で分かりました。

それからこの条例を制定した場合に、管理を依頼する受け皿についてということで質問させていただきます。

阿蘇市においても、核家族化等に伴い高齢世帯も年々増加しております。自己私有地の管理が出来ず、困っている世帯も多くなっていると思われれます。現在、社会福祉協議会にシルバー人材センターが設置されておりますが、庭木の手入れ、草切り等を必要とされる方々の要望を受け、有償で対応されていると聞いておりますが、残念なことにシルバー人材センターに登録されている方が少なく、利用者のニーズに十分対応出来ないと聞いております。

そこで条例の制定と併せて、社会福祉協議会等と連携しながら利用者のニーズ、例えば保養所を持っている企業との除草作業の受託契約等に対応出来る体制作りが出来ないかということを検討したらどうかと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 今ご意見のありました施設関係、全て個人もしくは団体会社等の持ち物となっております。

市が直接管理する、作業にあたる、そこはちょっと公平性の観点から、まず不可能になると思います。特定の個人、団体、企業等に便宜を図ることになりますので、そこはまず出来ません。そういったお問い合わせがあった場合には、こういったかたちで社会福祉協議会の方でシルバーボランティアセンターがあって草刈り等もやっております、そういった斡旋と言いますか、そういったお話はさせていただきますので、そこをお願いします。

○議長（阿南誠蔵君） 菅君。

○3番（菅 敏徳君） なかなか出来ないということで、企業等から契約とかはなかなか出来ないということでございますが、私は、一般の方は60歳で定年を迎えて65歳で年金支給が始まるのが普通であります、年金支給の開始までの5年間がこの人達にとっては大変な期間だと思っております。60歳から70歳までは働き盛りということで、まだ年金支給も開始されないままで5年間過ごすということは、なかなか経済的にも大変な時期だろうと思っております。

そこで、そのような管理に関する条例を制定すれば需要が生まれて、受託組織があれば非常にその人達は助かるんじゃないかなと思った訳でございます。

○議長（阿南誠蔵君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） ただ今ご意見をいただきました。

確かに、どんどん高齢化が進んでいきます。実際、若い世代、体の動く世代が確保出来ない世帯も多いかと思っておりますので、地域の需要と供給の問題があるかと思っております。社会福祉協議会の方にも、こういった条例が制定されます。将来的には、そういったシルバー人材センターということで需要が見込まれますので、ボランティア支援センターの方でもある程度、広報、周知を図った上で、60代以上方でも体が自由に動かれる方、そういった方々を対象に募集をお願いしますという情報提供を勧めてまいります。

○議長（阿南誠蔵君） 菅君。

○3番（菅 敏徳君） 分かりました。

続きまして、内牧中央線の植栽帯の改善について質問させていただきます。

現在、内牧中央線にはサルスベリ、アメリカフウの高木と、クルメツツジ等の低木が植栽されておりますが、木の種類、木の大きさ、内牧温泉の玄関口としての景観を考えた場合に、街路と灯籠等の周辺景観に非常に合わないんじゃないかなと思っております。その理由として、スーパーみやはらから泉大橋までがアメリカフウが植えられておりますが、泉大橋からあそびバを通り小里まではサルスベリと2つに分かれて、非常に一体感が無く、特に冬のサルスベリはなかなか力強さが無く貧弱に見えるんじゃないかという、一般市民の方の声も聞いております。

そこで、他の樹木を植え替えられないのかということと、また夜、中央線の歩道を歩いて見ますと、内牧温泉と書いてある立派な石灯籠が10基あります。その内の6基は、アメリカ

フウの高木と余りにも接近している為、街路灯との役目を果たしていないのが現状でございます。

また、今の接近しているアメリカフウは伐採出来ないかということと、3点目が街路樹は植栽帯に高木と低木とに植えられてありますが、低木のクルメツツジは植えてある所と無い所があり、均等に植えられていないため景観が非常に悪いです。

本市も世界ジオパークを認定されれば、多くの観光客が増え、内牧に宿泊されることとなると思います。観光資源を利用した自主財源を確保する為にも、街路樹の業者と景観を作る専門家等と協議して、例えば火山岩を利用した阿蘇にマッチした景観を作ってみてはいかがでしょうか。

この3点、質問致します。

○議長（阿南誠蔵君） 建設課長。

○建設課長（井 八夫君） それでは、ご質問にお答えします。

内牧中央線は他の多くの市道と違いまして、植栽帯という樹木を植える区間を要した道路でございます。議員おっしゃるように、観光的な意味も含めて植栽のある道路になっております。

毎年度この管理につきましては、業者に発注いたしておりまして、除草とか剪定とかいったようなものも毎年業務委託をして管理をしているような状況でございます。アメリカフウとかサルスベリと言ったものが、景観や阿蘇のイメージと合わないというご意見でございますので、造園業の方にもお聞きをして変更が可能か、或いはそういう阿蘇に似合うものが他にあるかどうかといったご相談をしてみたいというふうに思いますが、当面はこの管理の方法で、先ほどおっしゃいましたように、街灯の光の妨げになっているとかいうような分は、剪定を少し回数を増やしまして取り組んでいきたいと思っております。

また、ツツジが枯れたりしまして植え替えた部分がありまして、1箇所寄せ植えしたもんですから、抜いてしまって何も無いというような部分もあります。この辺りも考えていきたいと思っておりますが、植え直しについても市でやる部分もあると思っておりますが、出来れば美化コンクール等もやっておりますので、こういった地域の方にも道づくり、或いは街づくりにご協力いただきながら管理が出来ていったらいいなというふうに思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 菅君。

○3番（菅 敏徳君） 今の建設課長の答弁で、アメリカフウとか灯籠の役目をしていないような所は、早め早めに枝を切っていくということでございます。

じゃなくて私はやはり、一番最後に課長おっしゃいました、景観を作る専門家、樹木の業者等と話し合っ、改善していかれるところはいくというふうなことをおっしゃいました。財源として、やはり入湯税等の財源を利用していったら貰えれば、1年でぴしゃっと景観を変えるじゃなくて、1年、1年、5年がかりぐらいで少しずつ変えていったら貰えないかなということをお尋ねしたいんですが。

○議長（阿南誠蔵君） 建設課長。

○建設課長（井 八夫君） お答え致します。

入湯税等の事業につきましては、観光課でお持ちの部分もありますので、建設課と観光課で相談させていただきまして、出来る部分があれば取り組んでいきたいと思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 菅君。

○3番（菅 敏徳君） それではですね、街路樹の綺麗な町があると聞いて、私も行って来ました。行った所が、鹿児島県の知覧町でございまして、知覧の武家屋敷から知覧資料館までの数km、この知覧資料館もやっぱり年間に何十万人という観光客が訪れると思っております。この数kmですね、マキの木と石灯籠で綺麗に整備されてありました。これは凄かったです。武家屋敷の側溝には鯉が泳いでいて、凄くおもてなしの心の通じる、落ち着いた綺麗な町でございました。また知覧町までとは言いませんが、やはり一体感のある景観作りをしていただきたいと思います。

続きまして、ひのくに会館跡地の今後の跡地利用ということで質問させていただきます。

内牧中央線に隣接する旧ひのくに会館跡地は、契約付帯条件に取得後5年以内の用途変更また売買を禁止する条例があることは以前、他の議員さんが一般質問でされていて承知しているところでございます。しかし現在の建物は、平成24年7月の九州北部豪雨災害で被災し、その後、建物内の土砂は撤去されておりますが、また異臭、カビ等も酷く、現在の建物をそのまま利用することは困難な状況と思っておりますが、敷地の利用を含め今後の跡地について計画があればお尋ね致します。

○議長（阿南誠蔵君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） お答えします。

ご質問の件、今議員がおっしゃったように取得の経緯がございまして、あくまでも現時点では被災者支援対策、それ以外は考えておりません。

ただこの物件も含めまして、公有地の有効活用というかたちで今、検討会の中で協議は進めております。

それとまた将来的には、民間活力の導入も一つの方法として考えていくべき事項ではないかというふうに思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 菅君。

○3番（菅 敏徳君） それではですね、私なりの提案としまして3つ提案させていただきます。

今、先ほど課長おっしゃいました民間活力導入した計画と言いましたが、私も全くそのとおりだと思っております。建物を解体後、この建物をそのまま使える状態じゃないと思いません。この建物を解体して、敷地全体を民間活力導入した宅地分譲の検討、この場合に土地代金の分割償還制度等の導入も検討したらどうかなと思っております。

この市有地の売却によって、先程、財政課長も言われましたように、一般財源に繰入れれば、やはり社会保障費も上がっておるような状態の中で、大変ためになるんじゃないかなと思っております。

また2番目として、社会福祉協議会の連携による内牧地区の地域コミュニティセンター、中央公民館などの建設。理由としまして、内牧1区公民館を除き、他の2区、3区、4区、5

区の公民館は老朽が非常に激しく、共同で公民館を建設したらどうかということでございます。現在いくつかの行政区においても、公民館建設の積立てを行っているような状況でありますので、世帯数に応じた負担金徴収も可能と考えられます。

また3つ目の提案としまして、商業施設、企業の誘致、また温泉源を利用した温泉センターの管理事業等、場所的にも内牧中心、市街地の玄関口でもあります。立地条件も良く面積もまとまっていることから、企業の誘致、また日帰り温泉を楽しむ観光客等の温泉センターが出来れば良いなと思う訳でございます。

この点3つについて、財政課長、答弁をお願いします。

○議長（阿南誠蔵君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） はい。

今議員の方からご提案がありました3項目につきまして、先ほど言いましたように、今すぐ動ける状況ではございませんので、検討会の中の内部的な部分として検討会議の中で今の事項を伝えて、総括的に議論の方を進めていきたいというふうに思っております。

今暫く、時間の方をいただきたいと思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 菅君。

○3番（菅 敏徳君） 財政課長の気持ちが、じゃんじゃん伝わったような感じがしました。

ありがとうございました。

本会議でも監査委員の指摘もあったように、自主財源の確保が非常に大事だと思っております。幸いに内牧温泉は、ドル箱になるような可能性を秘めております。

今後の執行部の皆さんに期待をして、質問を終わります。

○議長（阿南誠蔵君） 3番議員、菅敏徳君の一般質問が終わりました。

14番議員、高宮正行君の一般質問を許します。

高宮君。

○14番（高宮正行君） 14番、高宮正行です。

宜しく願い申し上げます。

平成24年7月12日の災害から、丸2年2ヶ月過ぎました。阿蘇市も大変な農業に対しての甚大な被害を受けたということで、農業施設の災害復旧等に農政課の方々も尽力されているということでもあります。農政課においては、年度末見てみますとやはり100時間を越えるような残業で、大変ご苦労されているというふうに見ております。そういう中ではございますけれども、やはり農業災害の復旧の状況、そういったものを総括の意味でお伺いしていきたいというふうに思います。

まず最初に、農業災害発生した訳ですけども、その発生した時の現場の確認、これをどのようにして行われたのかお答えをお願い致します。

○議長（阿南誠蔵君） 経済部長。

○経済部長（渡邊孝司君） ただいまの質問に、お答えをさせていただきたいと思っております。

通常の災害復旧であれば、被災された農家の方から農地が被災をしたということで連絡を

受け、農政課の職員がその現場に出向いてそして被災を確認して、農地災害復旧工事は40万円以上が対象となりますので、その対象になるかならないかというのを確認をして、対象になれば農家に同意を得て、そして県を通じて国の方に申請する。申請した後は、合わせて査定設計書を作って査定を受けるというかたちになりますけども、今回の24年度7月12日の大水害においては、そういった通常のかたちにはなりません。というのは余りにも大きい災害だったものですから、まずちょっと順序、どういう災害の流れでやってきたかというのを説明させていただきたいと思います。広範囲に阿蘇市全体に広がる災害ということでございまして、農地災害ということでございましたので、関係機関にお願いをしてJAとか土地改良区とか、県の方も関係の皆さん方に来ていただいて、農地の害をどれだけの被害が広がっているのかといった部分の調査をしたということでございます。これは、あくまでも概要の調査ですね。そういった部分は、県の方に緊急的に報告する義務がありますので、そういった報告をしたということでございます。

それと農地といった部分については、農地災害復旧については個人の所有の復旧になります。公共物ではございませんので当然、農家からの申請が無ければそういった復旧工事は出来ませんから、農家の被害の受付を7月の末から行っております。阿蘇市一円ということもございましたので、旧町村に分けて3地区に分けてですね、初めは1週間で災害の受付を行うということで進めて参りましたが、なかなかそれだけでは出来ないということで1週間、3ヶ所にまたがりましたけれども、本所の方にも受付を1週間終わった後も受付をして、本当にある程度、見通しがついたのは8月の末ぐらいではなかったかというふうに思います。

それで災害受付をしたらそれをまとめて、申請に基づいて被害箇所の調査といったことになる訳なんですけど、災害復旧の農地災害復旧だけではなくて営農関係も農政課はやらなくてはいけないということで、当然、施設とか農地は埋没とか、壊れた部分の、畦畔の壊れとかいった部分ありますけれども、現実、用排水路が埋没したといった部分で、稲作は稲の方は大丈夫だけでも水路、水が来ないといった部分が多分にございました。それと農道についても、壊れて結果的には波野地区であればキャベツの出荷が出来ないとか、そういった農作業が出来ないといった色んな部分がありました。

それともう一つは、施設園芸ですね。丁度、トマトとかイチゴの定植の時期が迎えておりましたけれども、そういった分も出来ないということで、緊急的にやらない部分があつて応急工事をやっていきましたし、ボランティアの要請をして、そういった対応をしてきたところでございまして、とても農政課の職員だけで出来るような状態ではございませんでした。

もう一つは、筆数が1万筆以上、本当に正確な部分は分かりませんが、1万筆以上に上る災害箇所に及んだということでございまして、当然、農政課の職員では出来ませんでしたので緊急的な部分ではございましたけれども、測量設計業者さんの方をお願いをしてそういった調査、そして査定設計書の方を作るというようなことで進めたいということで判断をしましたが、この測量業者さんなかなか捕まらないという現実がございました。というのは北部地域全域が災害、阿蘇地域だけではございませんでした。そういったことで、やっと関係の皆さん方のご協力を受けながら、おそらく9月の末ぐらいだったかと思います。

40社近くの測量業者さんの確保が出来てそういった調査とか、順次見つかった部分については調査をしてきたんですけども、そういったことで測量業者さんが調査に入ったという状況でございます。

○議長（阿南誠蔵君） 高宮君。

○14番（高宮正行君） 被害が大変広範囲に及んだから、農家からの申請期限も延長して、そして課職員だけでは足りなかったから設計業者さんに調査お願いしたということでありまして、その時点での設計業者さんあたりが調査した中で、調査の漏れというのは無かったんでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君） 経済部長。

○経済部長（渡邊孝司君） 単直に言えば、ございました。

というのが、やっぱり測量業者さんをお願いするということは、市の職員が十分その状況、現場、地形といった部分を知っている市職員であれば分かるんですが、なかなか他所から来られた、特に測量業者さんについては、福岡とか宮崎とかいった広範囲をお願いをした測量業者さんがおられます。そういった方は、地元の状況といった部分が全く分かりません。

それと坂梨、手野地区については、山腹崩壊で農地の状況が殆ど分からない所も多分にございましたので、そういった部分の漏れといった部分と、後は個人、要するに農家が持ち主が申請をするというかたちを取りましたので、共同で持っている、そういった農道とか用排水路、そういった部分については申請者が居ないと。有ることもありましたけども、そういった部分の漏れといった分もございまして、それと農家の方がここと場所を示しても、その部分については幾つも広がった災害があったということで、測量業者さんが行くとその1ヶ所だけしかして来てなくて周りが漏れてたということもあって、多分にそういった災害漏れ、査定漏れといったことが発生しているという状況でございます。

○議長（阿南誠蔵君） 高宮君。

○14番（高宮正行君） まあ当然、設計業者さん辺りは他所から来られている訳ですから、地元の知識というのは無い訳ですから、それは当然最初から分かっとった筈ですね。ですから、そのフォローに市役所の職員が付くというかたちはとられたんですか。

○議長（阿南誠蔵君） 経済部長。

○経済部長（渡邊孝司君） 40社ありますので、それぞれに付くということは不可能でございますけれども、当然それに対する担当職員というのはおりました。

当然、その測量業者さんがこういった疑問を呈して、市の方に相談があればそれに対して現場を確認したりとか、それと県を通じて農政局に、市で判断出来ないものについては判断をお願いするというところで進めてきたという状況でございます。

○議長（阿南誠蔵君） 高宮君。

○14番（高宮正行君） それでもやはり、査定漏れというものがあつたということは認められましたけれども、その査定漏れの中でどれだけ今後対応していかないかんのか、今までどれだけ対応してきたのか、そしてその査定漏れの中に、どれだけ災害の暫定法に適用される部分があつたのか、それを市単独でせなんようになったのか、そこら辺をちょっと明らかに件

数辺りを出して下さい。

○議長（阿南誠蔵君） 経済部長。

○経済部長（渡邊孝司君） 農地災害復旧工事は、先ほど言いましたように40万円以上ということで行っております。ただ40万円以上でございますけれども、こういった大きな被害になりますと災害には決まりごとがあつて、150m以内に災害があれば1ヶ所工事で見るとというような部分がございます、かなりの筆数が、先ほど言いましたように1万筆の中にありますけれども、最終的に査定で受けた箇所数ですね、だから1ヶ所受ける時に何十筆と何ヶ所とある訳なんですけれども、県と市で受けた査定箇所数というのは600ヶ所がございます。

その中の金額でございますけれども、27億1,000万円が事業額でございます。査定というか、補助事業にのつた部分が27億1,000万円でございます。それ以外の部分が、単独の部分ですね、要するに補助にのらなかつた部分も40万円以上とか40万円以下とかといった部分で分けられませんので、1地区でエリアで工事箇所を示してますので、そのエリアの部分が310ヶ所ございます。その金額が3億7,000万円ございまして、これが一般の単独分というやつでございます。後は補助分ということで、何らかの部分で補助債で行ってきたという部分でございます。この単独部分については基本的に災害というかたちで、農地災害復旧というものについては40万円以下についても、全て今回は災害復旧工事でやると、負担金は取らないという部分でございますので全て行ってきたということで、かなり進んでおりまして残っている部分については今、後から少し出てくる部分ありますけれども現実、今の予算上で出てきている部分は22ヶ所の残りが1億4,700万円、まあこれは予算上でございますけれども残っているという状況でございます。

○議長（阿南誠蔵君） 高宮君。

○14番（高宮正行君） 件数を言っていましたけれども、まだ残っているのが22ヶ所で1億4,700万円ということですね。

やはり、とにかく広範囲に及んだ災害でありますから、非常に農政課の方々も苦労されて、そうしてやられていると思います。しかし昨日、市原新議員の質問の中だったですかね、総務課長がお答えになりました、涙ながらに阿蘇市民の生命と財産を守るのは行政の責務ですということをおっしゃっています。そういうことを考えて見ますと、農政課の対応が本当にこれで良かったのかということも少し考えざるを得ません。やはり本当に、農業者の方々に寄り添って災害復旧をやられてきたのかというのを少し疑問に思うところもあります。確かに広範囲だった、人手も足りん、その中でやられたということ分かります。そして、課員の方々も一生懸命やられてる、それも分かります。そういう中で、やはり行政の方々には色んな法律の縛りがあり、そういう中で縛りの中でその決め事に従って仕事をやられていると思います。しかし、こういう大災害の場合、この縛りの中だけで考えておつては阿蘇市民の農業者の生命、財産を守るということは出来んわけですね。現実問題として、部長の方にも文章お上げいたしておりますけれども、こういう農政局の方からの返事も返ってきてますけれども、こういったことが起きて来るわけですね。やはり災害が発生した時に、ただ単に法律はこうですという割り切れん部分があるんだということは当然分かるわけですね。お分かりいただけ

と思います。そこでやはり行政の方々がやるべきことは、じゃあいかにして国にお願いをして、この農家の方達を救っていくかということをやるのが行政の方達の仕事だと思います。ただ、決まりごとがあるからこれだけしか駄目ですと言うならば誰でも出来ます、それは仕事は。そこをお願いしたいんです、私達は。今回の実際、名前は出しませんが園芸農家の方ですよ、この方は平成2年の一の宮の災害の時も同じ箇所がやられている。その時に全部、災害復旧で復旧出来たと。じゃあ何故今回、それが出来なかったのかということをや非常に疑問に思われているわけです。その辺どう思われますか。

○議長（阿南誠蔵君） 経済部長。

○経済部長（渡邊孝司君） 確かにおっしゃったとおりで、植木の苗木についての対応ということでございますけれども、私どもも先程言いましたように、疑問に思うことについては県を通じて農政局に確認をするということでやってきております。

確かに今回の災害はかなりの規模でありまして、色んな場面がございました。水害箇所についても色んな所がございました。申請される方については色んな方がおられて、山の部分で申請される方もおるし、宅地の石垣をされている部分もあるし、色んなかたちでの申請がある中で、やっぱりそこをちょっと見て判断する部分もあるもんですから、そういった部分を踏まえて、疑問な部分は県を通して農政局にするということでございます。その中で農政局から判断は、要するに植木の苗木については対象にならないと、細かく言えば低木はなるんですけども、高木で2m、植木周りが30cmで高木であればならないという判断で、これは言われている方だけではなくて他にも苗木土おられますので、そういった方についても何回もそういった疑問を呈されましたけども、そういった判断が農政局の方から下っておりますので、やむなく私たちもそうせざるを得ない、ある程度やっぱり基準を設けて判断を下さないというのが私どもやっぱり、農家側に寄り添いたいところあるんですけども、そういったことで農政局のならないという部分に従って、結果的には査定に出さなかったということでございます。

○議長（阿南誠蔵君） 高宮君。

○14番（高宮正行君） 結果的には農政局の方に相談をされたと、確認をしてそして基準に該当しませんというかたちで申請はしなかったということですが、結局、農政局の方から文章が回答が帰ってきている中では、暫定法に基づく申請が阿蘇市からされてなかったという第一番目の答えが返ってきたと。そして、苗木という具体的な何cmというのはありませんというようなかたちが返答として返ってきてますね。そして久留米の事例も出されて、久留米の事例については災害対策暫定法の適用地域だからやりましたという答えが返ってきている訳ですね。じゃあ、坂梨及び波野地区も当然、激甚災害の指定がされた、九州北部豪雨という激甚災害指定がされて災害区域な訳ですね。そういうことを考えれば、ただ単にここで線引きしてこれは駄目ですよということをするべきじゃなかったなど、やはりあの災害の規模からいきますと何とか国にお願い出来ませんか、平成2年の時は全部出来てますんで何とか出来ませんかというかたちで、やはり農政課としてもプッシュをすべきだったろうと思います。まあ過去にありきで、最初からここはどうですかと言えば当然、国はこうい

う基準がありますと線を引きます、言われればですね。しかし、その確認せん前に国に判断を仰ごうということで申請をして貰えれば、国も弾力的な運用をするということは言われている訳です、そこなんですよね。だから、画一的にあの場合は仕方が無かったのかなとも思いますけれども、やはり基準に基づいて申請をしたと、基準外のやつは撥ねたということになる訳ですね。しかし総務課長が言われた、生命、財産を守るのは行政の責務ですということを考えれば当然、今後も起こりうるかもしれません。そういう時にはやはり、基準の中じゃないけども、ちょっと出るけども、苗木じゃない低木じゃない高木だけだと、これは農政局の判断に仰ぎましょと、そして何とかありませんかと規模が大きい場合ですよ、小さい場合は良いですけども、するような考えで今後やっていって貰わんと、やはり当然、苗木を植えて、そして生計を立てて税金も払われている訳ですね。阿蘇市民の財産なんです。そういう国の方も弾力的に運用しますというような話も聞いておりますので、そういうところはあまり画一的にばっと線を引いてしまうんじゃないかと、多くの皆さんを救えるような行政になっていただきたいというふうに思いますけれども、今後こういうことが起きた場合、どういう対処をしようと思われませんか。

○議長（阿南誠蔵君） 経済部長。

○経済部長（渡邊孝司君） 非常に難しい部分があるというふうに思います。

ある程度、基準という部分はなからないと、なかなか判断が下せないという部分があります。確かに、高宮議員が言われるように、農家側に寄り添って農家側の部分も踏まえてそういった判断を下す部分も必要だというふうに思います。

今回、確かに色んな部分で疑問を思われている部分あるかと思っておりますけれども、今回5月、要するに苗業者さんが疑問に思われて、農政局の方に直接言われて、農政局が直接、現場の方を確認されてるんですね。それで現場を確認した中で、その中でも出来ないと言われたこと、その中にこれだったらある程度だったらいけるんだなという部分があれば、市としても考えていかなん部分があるんでしょうけど、そこを農政局からこられた現場も見られて判断を下されたということは大きかったのかなというふうに思います。

その後も2回に亘って、坂梨の方に出向いて協議をしたところでございますけど、結果やっぱりその判断下らなかったということでございます。ただ市としては、そういった今の状況も分かりますので、市として出来る限りの部分、リース事業を使っていたくなり小災害で取り組んでいただくなり、また県と協議しながらそういった補助事業があればそういった部分で取り組むといったことで努力は、もう既にリース事業とか小災害についてはやってきておりますけれども、そういった補助事業についても今後そういった部分があればやっていきたいというふうに思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 高宮君。

○14番（高宮正行君） 勿論そうですね。やはり今回の激甚災害ということの対策の中で、適用せん部分は他の事業で拾えるものは拾っていく、勉強してみますということをやるときは良かったんです。そうすると、あれだけ反発はされなかったんだと思います。

やはりその業者さんの言い分の中には、地主さんの畑を農業委員会を介して畑として借り

ているじゃないかと、基本には畑なんですよね、農地なんですよね。だから、農地の復旧をしてくれとかたちだった訳です。そういう条件辺りも加味をして、やはりなるべく救えるような方向でやっていかんと、せっかく一生懸命事業をやらせて収益を上げて、法人税を納めたり所得税を納めたり色々されてる訳ですから、多くの方々がそういう弾力的な考えでやっていくと救われる部分もあると思います。小さな梅雨の豪雨ぐらいで、少しの範囲しかないというような時にはしょうがありませんよ。今度みたいな激甚災害の時に、どう対処するかという話なんです、大規模災害の時に。やはり非常に、大きな個人ですとしても資材を投じらんといかん、それはとても会社が持ちませんわね。そういうことで、考えを新たに、そこら辺は今後こういう場合があった時にはあたっていただきたい。平成2年の事例もありますから。

私がお聞きしたいのは、その査定漏れをした件数の中で、1億4,700万円の中で本当に国の方に査定申請が出来なかったのかと、小規模のものがいっぱい集まってということですかね、この1億4,700万円のうちの22ヶ所ってというのは、どれくらいの規模のが一番大きいんですかね、これの中では。

○議長（阿南誠蔵君） 経済部長。

○経済部長（渡邊孝司君） 1億4,700万円については、全てが査定漏れという訳ではございません。ただ、査定漏れがどれだけあったかというのは、先ほど言いましたように1つのエリアでするもんですから査定に乗らないやつもある、乗ったやつもあるということで色分けが出来ない為にそういうふうな話をしたということでございまして、当然その段階で分かっていたら査定に出すのが当然であったというふうに思います。

査定についても元々が、査定は公共災害が9月の終わりから10月の終わりまであって、その後10月の終わりから1月の第2週まで査定はやっております。査定をやる為には当然、技術員とか土木関係の技術関係を知ってないとなかなか出来ないもんですから、建設課から支援をいただき、波野支所からも応援をいただいて、その中で3班体制でやってきたということで、先ほど高宮議員も言われましたように、もう徹夜で家にも帰ることも出来ずにやってきたというような現状でございまして、やっと乗り切れたということでございます。その中でも当然、そういった査定があればそれに盛り込んでいくということもありましたけれども、後にそういったことが出て来たということで、そういった部分についてはやむなく、これは市の単独費用でやらざるを得なくてやっているという現状でございます。

大きい部分については今、三閑地区の上の白石さんと言われて骨董屋、あぁいった大きな部分がガバッと災害査定漏れで抜けているということもございまして、金額的には1億4,700万円近くの大きな部分なっているということでございます。

○議長（阿南誠蔵君） 高宮君。

○14番（高宮正行君） 査定漏れの件数と金額についてはちょっと気になるんですけども、査定漏れが無いのが一番良いんですけども、やはりこれだけ広範囲で箇所も多いという中で当然、農家の方が災害の申請をせんと当然そこは査定乗っていかないということですけども、そのまだ出てくるのがありますか。全然、まだ農家からも申請が上がってらんやつでありそ

うなのがありますかね。

○議長（阿南誠蔵君） 経済部長。

○経済部長（渡邊孝司君） もう3年目を迎えますので、もう無いとは思っておりますが、どういうふうになってくるのか。今のところは、以前までは本当にポツポツではありましたが、点々として出てきておりましたので、今のところ本当に無くなっておりますので、これで治まるのかなというふうに思いますので、その中で3月末まで全ての工事を終わらせていきたいというふうに思っております。

22ヶ所残っているという部分については、治山工事とか、昨日も本山課長が言いましたように、治山工事とか砂防工事の関係で、どうしても仮設道路とか上の工事が終わらないと下の農地までは行かないという部分があって残っている部分もあるということでございます。

○議長（阿南誠蔵君） 高宮君。

○14番（高宮正行君） 多分出てこないだろうという話ですけど、もし今後、農災の申請が出てきた場合、そういった場合は速やかに対応していただきたいということと、やはり非常に農業を取り巻く状況は厳しい、後継者の問題にしろそう、TPPもそうです。畜産関係もそうですね、飼料の高止まりとか色々農業を取り巻く状況というのは厳しいですから、やはり阿蘇の基幹産業は農業であるということを第一番において、やはり農業者を少しでも所得が上がるように今後、農政課としても努力をしていただいて、そして農業者が所得が上がるということは阿蘇市内のお金が回るわけですから、当然、税金の収納率も良くなる、健康保険の収納も良くなる、良い方に転んでいきます。全力で今後、やはり農政の方で災害が及んだ場合には、全力で取り組んでいただきたい。そしてある程度、弾力的な取り組みをやっていただいて、全ての農家の方々が救えるような、そして阿蘇市民の阿蘇の農業者に寄り添う行政施策というものを実現していただきたい、そういうふうに思います。一言。

○議長（阿南誠蔵君） 経済部長。

○経済部長（渡邊孝司君） 今回のこういった大きな災害の中で、一つ大きな反省点を持っております。

というのは、合併して建設課と農政課というふうに分かれて、そして少ない技術員の中で建設課と農政課に分かれたということで、特に農政課は技術員がいないということで、その中で公共災害、それと農地災害復旧工事ということに分かれたということ、これは一つでやっていたらもっと上手くいったのではないかなという反省点がございます。

それと、同じ現場に行って公共災は見ながら農災は見ないで帰ってきたとか、色んな部分で一緒にやっていたら非常にスムーズに行けた、もっと回ったのではないかなというふうに思っておりますので、そういった部分を踏まえて、今回の大災害を踏まえた部分では組織の部分を少し見直ししながら、次のそういった分が、まあ無いに越したことはないんですけども、そういった分の対応をしていきたいというふうに思います。

○議長（阿南誠蔵君） 高宮君。

○14番（高宮正行君） 3番の中に、建設課とのすり合わせはどうかという話を聞こうと思っと思ったんですが、それが出来ていれば良かったなという話ですね。

ただ、農災と建設課、土木工事の方の境と言いますか、そこら辺のすり合わせは完全に出来ましたか。

○議長（阿南誠蔵君） 経済部長。

○経済部長（渡邊孝司君） 建設課と農政課のすり合わせというのは、用排水路関係の部分で当然、そこには水路と言いながらも河川と小河川という位置付けもありますし、その河川の中に堰があった場合は、二重採択防止という決まりごとがあります。どちらで採択するのということで協議せなんごとなってるんですが、当然やるだけのことをやってきたんですけども、確かにそういった部分では、今回の災害は出来るだけやった部分はありますけども、協議が上手くいっていない部分もあったかというふうに思っています。そういった部分は、先ほど言ったような体制を持って、もう少しスムーズに行くようなかたちを取っていきたいというふうに思います。

○議長（阿南誠蔵君） 高宮君。

○14番（高宮正行君） ここが重要なところみたいですね。やはり部長も認められたとおり、建設課と一緒にやれば良かったなという部分、それがあればもうちょっと最初の災害の認定から申請まで至るところも混乱せずに良かったのじゃなかろうかなというふうに思います。

それと後1つ、一番気になったのが農政課の方々の年度末の残業、100時間越えてましたね。私は健康面心配したんです、100時間越えるなんていう残業をするということは相当なものです。ですからやはり昨日も、田中議員の方からありましたかね部制に移行して、部内の横断的な応援はあったのかと、出来たのかという話がありましたけどそこら辺はどうだったんですか。

○議長（阿南誠蔵君） 経済部長。

○経済部長（渡邊孝司君） 先ほど言いましたように、技術員の不足の部分についてはそれぞれの、建設課がある程度、査定で終わったら農政課の方に手伝いに来ていただくとか、波野支所からも来ていただくというかたちで連携はしてきております。ただ、あれだけの災害でございます。災害復旧だけではなくて他の部分も沢山ありますし、うちの部の中でも商工観光課は、やっぱり災害で落ち込んでいる部分を、何とか盛り上げていかなくてはいけないという部分でのイベントとか色んな部分で取り組んで参りました。当然、ああいった内牧の災害の部分も含めてやってきておりましたので、連携したくてもそれぞれに出来なかったという部分で、最低限やれる部分でやってきたというような状況でございました。

○議長（阿南誠蔵君） 高宮君。

○経済部長（渡邊孝司君） 今後、よく部内の職員の方にも気を配りながら、健康には気をつけてやっていただきたいと思います。こういう大規模災害でしたので、許される部分というのは無いと思いますけど、しょうがないかなという部分もあったんじゃないかなと。しかし、建設課との連携がもうちょっと取れば良かったなという結論だと思います。

今後、やはり阿蘇市の農家を取り巻く状況というのは非常に厳しゅうございますので、やはり市民に寄り添う行政であって欲しいということをお願い致しまして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（阿南誠蔵君） 14 番議員、高宮正行君の一般質問が終わりました。

お諮り致します。

暫時休憩をしたいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 10 分間程度、暫時休憩を致します。

午後 2 時 05 分 休憩

午後 2 時 15 分 再開

○議長（阿南誠蔵君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5 番議員、阿南善範君の一般質問を許します。

阿南善範君。

○5 番（阿南善範君） 5 番議員、阿南善範です。

通告に従い、進めて行きたいと思います。

まず、世界ジオパークの認定が 7 月 30 日に審査員の方が 2 名お見えになり、8 月 2 日の日に講評というかたちで終了致しました。その間、佐藤阿蘇市長、並びに熊本県の蒲島知事、その他関係者多数の方が審査員の方とお話になったり、またジオサイトにおいては、ご存知の大観峰とか阿蘇火口とか鍋ヶ滝とか遊水峡とか、そういった主要なジオサイトを見られ、またその場所、場所においては各地の関係者の方が審査員の方に説明をされておりました。

その中で、8 月 2 日の夕方に行われました、赤水のホテルの方での審査の講評の中には、ジオサイトに今後なる予定の阿蘇市において言われたのは、ジオガイドのスキルアップのことについて触れられました。2 番目に、外国人の対応についてどうするのかというお話がありまして、3 番目に言われたのが、各色んなジオサイトを結ぶ道路網というか交通網、アクセスの仕方をどうするのかというようなことを言われたと思います。

今後 9 月 23 日にはカナダにおいて、世界ジオパークの結果発表というかたちで阿蘇が選ばれるだろうという認識の中で、関係者の皆さんはワクワクした中で待っておる訳ですけども、また認定された訳ではございませんが、佐藤市長にお尋ねしながら、現在の状況、認定された時にはどうするのかとか、色んなことについて少し詳しくお話をお願い致します。

○議長（阿南誠蔵君） 佐藤市長。

○市長（佐藤義興君） 今、阿南議員さんの方からお話がありました、大体そのような行程できましたけれども、今回その 2 人の方がそこで得た情報、そこで感じたこと、それと世界ジオパークの方で当然、基準となるべき色んなものがあります。そういうことを、果たしてクリアしているかどうかというような総合的な判断の元にレポートを書かれて、そして各それぞれ審査をする議員の皆さん方の方には既に手元に届いておりますけれども、それを良く吟味し色んなことを見た上で、実は今度の世界ジオパークの中でみんなが集まって、そしてその中で最終的にその可否が決定されると思っております。

丁度ジオガイドさんも勿論でありますし、地元の大変な熱意もありました。それと同時に

この阿蘇のジオ、いわゆる大地の公園、素晴らしいものが沢山あると自分たちは思っております。それを活用しながら、いかにもっともっとジオの認識を深めていただいて、そしてそれが本当にジオの認識に繋がりながら大地を保全をし、活用していくかということでのこれからの取り組みについても、阿南議員さんの方でジオトレッキングをやったらどうか、色んなアイデアも確かに出ておりますけれども、そういう総合的なことで私どもはみんなと力を合わせて一生懸命、今回お2人の委員さんについて対応させていただきました。その気持ちは、おそらく伝わってはいると思っておりますけれども、ただそういう基準とか、或いは色んな国の違いによって考え方や捕らえ方が違う部分も出てきますので、最後まで予断を許さずしっかりとそのことを期待をしながら、一つ今回私も他のメンバーと一緒に世界大会には行ってきたいと思っております。

さあさて、もし認定をされたらその後はということでございますけれども、私の頭の中には将来に亘っての構想は勿論あります。ありますけれども、今まで支えていただいたガイドさんとか委員の皆さん、そしてそれを事前に協議する幹事の皆さん、沢山の方がおいででございますので、そういう中からそういう課題等、或いは指摘されたことを踏まえながら、更に磨きの掛かった世界ジオパークとしての名実ともに世界一を目指していく、そんな構想をこれから作り上げていきたいと思っておりますので、今この時点ではなかなか難しい部分があって言えない部分があると思っております。

以上です。

○議長（阿南誠蔵君） 阿南君。

○5番（阿南善範君） ありがとうございます。

決定していない中でのお話ですので、色んなことがまだ言えない場合もあるかもしれませんが、また決定した際には宜しくお願い致します。9月23日の早朝には、カナダの方から阿蘇市長の佐藤市長からこの庁舎の方に電話が入る予定になっておりますので、皆さん詰め掛けながらお祝いを、祝電を待っておる訳でございます。

それで世界ジオパーク認定されますと、いわゆる今まで阿蘇の観光客のお客さんも随分増えてくる可能性があります。当然、世界ジオパークということで国内のみならず海外の方もいっぺん阿蘇に行ってみようとか、2回目行ったけど良い所だから何回も行ってみようとか、そういうかたちで訪れられる可能性があります。

そんな中で最近ご存知のように、阿蘇市の阿蘇駅の整備については随分前になりますけれども直前にありましたホテルの撤去とか、色んな環境整備が行われて非常に訪れられたお客さんも降りられた時点で、阿蘇山が見えて良い所だなというようなことで色んな方がそんな感想述べられますけれども、阿蘇駅は随分良くなりつつありますけれども、他の阿蘇の中に8つの駅があると思うんですけども、赤水から波野、滝水まで8つの駅がありますが、この駅に降りられるお客さんもまたそれぞれに増えてくるのではないかと思います。先ほど言いましたように、阿蘇駅は非常に環境の良くなった状況もありますけれども、他の駅についてはあんまり変わらない状況があります。これを、今から先そういった増えてくるお客さんに対応する為にどうしていきたいのか、どうしていかれる予定なのか宜しくお願い致します。

○議長（阿南誠蔵君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） 失礼致します。

ただ今議員がおっしゃいましたとおり、阿蘇駅は中心ということで整備がかなり進んでおります。他の駅についてですけど、今後につきましてJR等にも色んな、例えば赤水駅のトイレの件とか色んなお願いしております。なにぶん8つもありますと、なかなか手が回らないという所もありますし、阿蘇駅が確定して参りましたので次第に他の駅、ただどうしても急行が停まる駅が優先されてくるのではないかなと思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 阿南君。

○5番（阿南善範君） はい。

他の駅の色んな駅舎の整備とかも含めて、観光地としてはちょっともう少し立派になるべきではないかなとかいう思いがありますので、是非宜しくお願ひしたいと思っておりますが、先日の本会議の中で課長がおっしゃったのは、阿蘇駅について今後、国土交通省との話し合い等も行われますというようなことをおっしゃっておったようなお話でした。現在、色んな関係者の方が阿蘇に来たいということで車等で来られる訳ですけども、なかなか阿蘇駅周辺に駐車場が無くて、ここに車を停める為には道の駅とかそういった所に停めておきたいと思っておりますけども、道の駅がなかなか非常に買い物しない方は止められないとか色んなこともあって、車で来られる方に対してそういった駐車場の確保とかいうのはどういう計画でおられるのか、さっきも言いましたように国土交通省とのお話の中では、どういうふうな整備計画をお考えなのかお知らせをお願いします。

○議長（阿南誠蔵君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） 前の国交省の話でございますが、最近国の方でも非常に民間と共に開発して進んでいくということで、行政単独という部分では、かなりその条件が厳しくなっているような状況もございます。

ただ阿蘇駅見ますと、駅から南の方につきましてはちょっと広げようが無いのかなという気も致します。ただ、じゃあどこにするかという問題になりますと、後は北側の方になりますけど、その辺についても果たしてどれだけとかいう部分がありますので、まず全体的な調査と、それと道の駅の駐車場については国土交通省が整備した分については、道を利用する方にとって利便性の良いようにということで、道の駅がそのまま物販上のイメージとかありますけど、あれは道路交通する方の為の24時間トイレ等開けておりますので、それがそのまま買わないと使用出来ないということは無いと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 阿南君。

○5番（阿南善範君） はい、ありがとうございます。

阿蘇駅の北側の用地については今、消防署の拡張工事等が行われまして、消防署としては南の方に広がってきている訳ですけども、駅とその消防署の間の用地は田んぼとかというかたちで今、随分また広い土地が残されております。今のうちにその用地を確保されて、将来の阿蘇駅が大きくなった時に、北側からも利用されるような方法を探られると随分今から良いのかなとは思いますが、その他にも阿蘇市の用地として北西部の方にかかなりの広い農地

があります。こういった所を利用するようなお考えはありませんか。

○議長（阿南誠蔵君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） はい、それらにつきましても、基本的に阿蘇駅の方に北口、今のが南口になるのか分かりませんが、今の所と反対側の等々がJRさんと協議の中でそういうお話が出来れば、そういう展開があるんじゃないかと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 阿南君。

○5番（阿南善範君） 是非、そういったかたちでお話を進めていただければ今、用地が少なくなってきた状況で、本格的に無くなった状態で探すんじゃなくて、今からの計画としては進められた方が良くはないかと思っております。宜しくお願いします。

ありがとうございました。

それでは2番目の、外国語対応ということでどうするかということをお尋ねしたいと思いますが、今現在、阿蘇山とかに登るバスとか満杯でありまして、非常に日本人だけではなく外国の方もお見えであります。言語は様々で、なかなか英語だけでは通じないようなところもあります。そういったところに対してどのようにお考えなのかお尋ねします。

○議長（阿南誠蔵君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） 現在も、観光パンフレット等は出来る限り4ヶ国語に対応しております。日本語、英語、韓国語、中国語でございまして、最近はそのとフランス語の方にもミシュランを取った関係で、フランス語の方も一部用意してございます。

それと、道の駅関係も総合案内がございまして、昨年からは観光協会の方をお願いして、駅の昔キヨスクだった所に外国語の対応出来る案内所を設けておりますし、それと火山博物館の方も「i」案内所を作られておりまして、今後、可能性があるとなればフリーWi-Fiと申しましてスマートフォン等に接続出来るのが、非常に海外の方その辺のご利用が多いので、そういう展開を考えていかなければならないなということです。それとまた、温泉ペンというのがございまして、これ宿泊施設も含めてですけど観光圏の事業で今準備しておりますので、それを使って1本のボールペンみたいなやつで4ヶ国語に対応出来るやつもありますので、今それを準備しているところでございまして、それについても外国語対応ツールと考えております。

○議長（阿南誠蔵君） 阿南君。

○5番（阿南善範君） はい、ありがとうございます。

先ほど言いましたジオガイドの皆さんは毎月、定期的に英語の勉強会を開いて、外国語の対応について色んな阿蘇の案内を出来るように今猛勉強中でありまして、色んなかたちで外国語対応をしたいということで考えておりますので、どうぞ宜しくお願い致します。

ありがとうございました。

3番目に、トレッキングの道を整備する為に、先ほど言いました各駅を利用して、阿蘇駅で例えば集合して、南西東それと駅を利用して移動しながらそこから歩いて阿蘇駅まで帰って来るとかというようなルート、または内牧から外輪山を登ってまた帰って来るルート、それから内牧からご存知のように参勤交代道路を利用して行って定期的にまた帰ってくるような

ルート、というようなことをそろそろ予定をしておりますけれども、そういったルート開発についても、これから先観光まちづくり課の方にはお願いをしていきたいと思っておりますので、どうぞご協力をお願い致します。

○議長（阿南誠蔵君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） 現在のところ、ジオのツアーにつきましては、阿蘇山を中心とした展開はもう既にバスが準備されておまして、阿蘇駅から産交さんの方もバスを回してらっしゃるんで、ちょっとそれにかからない場所というのがちょっと後手になるかと思いますが、ジオツアーについても申込みが旅行会社さんが1個絡んでらっしゃるようなので、そういうところとも話してですね、なんせ今回世界ジオが取れば、丁度今年が国立公園の80周年でございます、80年ぶりの新しい冠ということで、阿蘇郡を上げて盛り上がりが出てくると思いますので、そういうのにも対応してまいりたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 阿南君。

○5番（阿南善範君） はい、これからも色々阿蘇の為に頑張ってまいりたいと思っておりますので、どうぞ宜しくお願いします。

続きまして現在、メガソーラーと言いますか、色んな所にソーラー発電の施設が整備されております。こういう勿論、電気はものすごく必要でありますからこれを云々という訳ではございませんが、基本的な景観条例等の絡みもありますので、基本のお考えをちょっとお知らせ願います。

○議長（阿南誠蔵君） 住環境課長。

○住環境課長（阿部節生君） ご質問にありました、太陽光発電設備についてのご質問にお答え致します。

現在、市では市の環境保全、及び開発に関する条例の中に基づきまして、3,000㎡以上の土地を利用し行うキャンプ場等の空間利用施設という整備が謳ってございまして、その中で太陽光発電設備の設置を位置付けております、空間を利用するというようなことでですね。それに基づきまして、事業者は市と事前協議をすることとなっております。議員がおっしゃいました非常に今、太陽光発電施設増えておりますが3,000㎡というくくりを設けております関係上、何基、現在設置してあるという把握は私どもの方では行っておりません。ちなみに、3,000㎡以上につきましては、今1件事前協議があっております。それと、そこまで至っていない、今設置を検討しているというのが3件程あっている状況です。今議会で議決いただきました景観条例につきましては一応、景観条例の中で工作物という定義の中に具体的に太陽光発電施設を定めておまして、今回は1,000㎡を超える大規模工作物ということで届出対象行為とする予定にしております。

○議長（阿南誠蔵君） 阿南君。

○5番（阿南善範君） 1,000㎡を超える場合の罰則等は勿論、協力ということで罰則等は無いということで伺っておりますが、そういうことで宜しいのでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君） 住環境課長。

○住環境課長（阿部節生君） あくまでも太陽光発電設備につきましては現在、環境省が進

めております再生可能エネルギー導入という国策にも則っておりますし、個人の財産運用という意味もございますので、決して禁止をすとかいうことは今回の条例の中でも無理でございます。あくまでも景観辺りに配慮して設置していただく、あくまでも届出を受けて、こちらではある程度そういう話し合いをしながら指導をすとかいうことしか出来ませんので、禁止をすとかいうことはまず無理だということでございます。

○議長（阿南誠蔵君） 阿南君。

○5番（阿南善範君） 農地への設置というので随分お話がある所もありますけども、そういった山林の中で伐採して山林中に作るとかいうのは可能性として考えられますけれども、その農地の中で作っていくとかいうのはいかがでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） それではお答えします。

農振法に基づく太陽光の設置ということですが、基本的に農振法というのはやはり市町村が農振進行上、必要な土地ということでそれに利用する土地ということで原則除外は難しい。ただ、色んな特殊な事情がある場合は、その除外によって農振から外すことが出来るということで、例えば災害のあった方々が新しく土地に宅地を建てるといった上に、農振地じゃないと絶対にこれしか他に場所が無い時にします。そういうことで基本的には、太陽光は今の現状では設置は難しい。ただ、これはあくまでも営農型の太陽光というのがあります。高さ2mとか3mの下を耕作しながら上に設置をすとかいう部分については、今の農振上では農振除外は何もせずに、その中で設置をしても構いません。ただ、下の方で農地として維持して収量も確保せないかんということで、これはあくまでも農業委員会の一時転用許可というのが必要でございます。そういうことで農業委員会に届出を出して、その中で必ず営農が出来ます、また収量も変わりません、周辺の農業に支障が無いということであれば認められるということでございますが、今のところ農業委員会でも一時転用許可で許可をした部分についてはございませんということでございます。

○議長（阿南誠蔵君） 阿南君。

○5番（阿南善範君） 一般的には考えますと、太陽光を受ける為のパネルの後ろになりますと日が当たらないというような状況がありますので、そこで農産物を生産するというのは不可能ではないかなと思いますけれども、そういったことがある訳でしょうか。

○議長（阿南誠蔵君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） 議員がおっしゃるとおり、結構ハードルが高いと思います。やはり農作物には光が当たって、初めて作物の出来る部分があります。

ただ事例として、熊本市とかは2m超えた部分で設置をして、そこで下の作物が出来るということで許可した部分はあるというふうに聞いておりますので、一概に全く駄目というふうには言えないものです。

○議長（阿南誠蔵君） 阿南君。

○5番（阿南善範君） はい、そういう中で現在、阿蘇市で申請されている箇所とか面積とかはさっきもちょっと聞いたんですけど、だいぶある訳でしょうか。何箇所ぐらいあって、

どのくらいの面積が対象になっているのでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） はい、私達は農振の管轄なもんですから、一時転用許可というのは農業委員会でございます。うちの方で調べたところ、これまで転用許可で許可をした分については12件、約3,900㎡ぐらいはそういったかたちで、通常の部分ですけど許可をしたということを知っております。

ただ後は、既に地目が宅地とかそういった部分は、農業委員会通しませんので把握が出来ませんので、農業委員会に申請があった部分については今の数字でございます。

○議長（阿南誠蔵君） 阿南君。

○5番（阿南善範君） はい、ありがとうございます。

やはり阿蘇は、環境を提供しながら立地していくという市でありますので、そういう中にそういったソーラー、これが悪いということでは無いんですけど、ちょっと景観的にどうかかなというような思いもありますので、色んなかたちでのクリアする条件はあるかと思っておりますけれども、厳しく行っていただきたいと思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） 農政課の立場としまして、先ほども言いましたように農振法では、やはり太陽光を目的とした設置は極端に厳しいということで対処しています。これまで、かなりの相談ございました。それについては、どうしても今の制度の中では設置は難しいという回答で申請の方に言っております。

○議長（阿南誠蔵君） 阿南君。

○5番（阿南善範君） はい、分かりました、ありがとうございます。

隣のちょっと離れてますけど、大分の湯布院町辺りは東京ドームの数十倍の面積を現在買い取られて、そこに太陽光を設置する予定だということで、湯布院町も阿蘇市と同じような、同じではありませんが観光立地として町を伸ばしていこうというような条件の中の町ですので、そういったことを阿蘇市としても十分これから先考えていかななくてはいけないんじゃないかなと思ひまして、質問致しました。

これで、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（阿南誠蔵君） 5番議員、阿南善範君の一般質問が終わりました。

続きまして、12番議員、五嶋義行君の一般質問を許します。

五嶋君。

○12番（五嶋義行君） 12番議員、五嶋義行です。

今期16番目の質問となっております。かなりの私の質問が、先にした人との重複があると思いますので、1回聞いたものは聞かないように違う角度で質問したいと思います。宜しくお願いします。

まず、黒川河川災害危険区域の設定についてということで、昨日、湯浅議員が第1番目に

質問されて殆どの内容が確認をしております。その中で線引きについては、平成24年7月の水害の浸水調査で決めるということでしたが、遊水地それから内牧の河道の掘削ですか、河道改修でかなりの部分が減るんじゃないかと思いますが、そのところはいかがでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君） 建設課長。

○建設課長（井 八夫君） お答えを致します。

現在行われております黒川激特事業によりまして、河道の改修それから輪中堤、それから遊水地といった事業が行われることになっておりまして、平成29年までには完成をということで進められております。議員おっしゃられるように、これが全て完成しますとおそらく浸水区域は減るものと思っておりますが、具体的にどこまで減るのかというのが計算上出ないということで、今回の災害危険区域を予定している区域は、平成24年の九州北部豪雨の浸水区域で予定をしたいということになっております。

○議長（阿南誠蔵君） 五嶋君。

○12番（五嶋義行君） 分かりました。

その後、住民の説明はというふうに聞いておりますが、このことは宅地嵩上げ対象者に対して説明をどうするのかということで、条例の制定が無ければ激特事業が進められないということを知っております。であるなら、もっと早く宅地嵩上げ160戸ありますが、その人達に条例の制定と並行するぐらいの気持ちである程度説明をしてやらないと、該当の住民の人達は今まで宅地嵩上げ事業とかに経験したことが無いものですから非常にどうなるんやろうかと、条例は出来たがその後はどうなるやろうかという心配をされております。先日、県の方からの説明の時も私お聞きしました。27、28、29年と3ヶ年に分けてやるということで聞いておりますが、その中でどうしても心配な人は説明しますということですが、市としてはどういう考えをお持ちでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君） 建設課長。

○建設課長（井 八夫君） 県の方で、今年の春過ぎに嵩上げ対象になっている世帯にそれぞれアンケート調査がなされております。中身につきましては、まず嵩上げを希望をされますかされませんかということから入りまして、希望されるということであればいつ位の時期を希望されますかというような内容になっております。それから、それぞれの世帯毎に嵩上げの高さ、予定高これ位上げることになりますという高さもお示ししてのアンケートが出されております。県の方で集約しておりまして、1件ずつこれから詳しいご説明には周るということです。嵩上げの家の形態や宅地の状況によりまして1件毎にその算定の仕方が変わってくるということでございますので、納得のいかれるようなご説明をしていくということになっております。

それから市の方としましては、議員がおっしゃられますように、宅地嵩上げというような事業に取り組んだことはなかなかご経験が無いと思いますので、業者との契約の仕方、或いは工事の進め方、色んな不安な部分や分からない部分の相談の窓口、こういったものを県の方に設置していただくようお願いをしております、県の方でも検討するというようなことを回答いただいております。

○議長（阿南誠蔵君） 五嶋君。

○12番（五嶋義行君） 是非この場合、個別の1件1件状況が違うもんですから、全体を集めて説明ではどうにもならんもんですから、早急な説明を宜しくお願い致します。

次に期間はということですが、これはその次の質問と被って、県が今度の激特事業で河川改修をやっても、県の計画としては以前皆さんも見られたと思いますが、将来に向けての治水対策の考え方ということで、この24年の激特事業が終わってもまだ半分ぐらいの段階ですね。いわゆる道半ばですから、その段階的に改修が終わって危険区域の範囲を縮小するとか外していくとか、内牧が今度の遊水地と河道改修で白色になったように、段々白色になっていくのかどうか、そこら辺のことを期間がいつまででしょうかという質問です。

○議長（阿南誠蔵君） 建設課長。

○建設課長（井 八夫君） 災害危険区域の範囲がいつまで続くかというようなことだと思いますが、昨日もご説明致しましたけども、今回の黒川激特事業が平成29年度に終了した時点で、その災害危険区域は縮小はしないというふうに考えております。やはり根本的な河川の改修が行われない限り、平成24年のような雨が降った場合には浸水区域は残るといようなことで説明を受けておりますので、この激特以外の事業を進めていかなければ、災害危険区域の縮小は進まないだろうというふうに思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 五嶋君。

○12番（五嶋義行君） 今私が聞いたのは、将来に向けてこの激特事業が終わった後に、まあその次の質問に移りますが、黒川河川改修期成会を立ち上げて長期で要望していったらどうかということで、もしその要望をずっとしていった段階的に下流の方からでも理想の形になった場合は、その時点から危険区域から外されますかという質問だったんです。

○議長（阿南誠蔵君） 建設課長。

○建設課長（井 八夫君） 失礼しました。

期成会等の立ち上げですね。これは今申し上げましたように、今回の激特事業が終わりましたもなかなか治水安全の、今議員お持ちのような将来の目標にまだ道半ばというのが本当でございますので、激特事業後の黒川の整備工事については、やはり県や国に強く要望していく必要があると思います。この要望の為には、議員がおっしゃってますように黒川河川の改修期成会といったようなものを立ち上げて、通常、国道とか、或いは中九州道路の期成会を作りまして、国に要望しているようなかたちと同じように、河川の改修も県や国に事業化を強く要望していく必要があると思っております。

激特事業が終わりましたら、その次の時点では中小河川計画の見直しというのを県が行います。この見直しの段階で、県が策定しましたのを国が認めて初めてその計画が動き始めるということになりますので、中小河川計画の策定時から期成会等の要望をやっていく必要があるのではないかなというふうに思っています。またその工事が進まない、災害危険区域の縮小というの進まないというふうに思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 五嶋君。

○12番（五嶋義行君） 是非そのようなかたちで、その場合メンバーの構成ですか、どうい

うメンバーが適当だと思われませんか。

○議長（阿南誠蔵君） 建設課長。

○建設課長（井 八夫君） やはり道路の期成会でも同じですが、関係の方々のご意見が沢山入るように、関係の方々の代表の方等をメンバーに入れてやっていく必要があると思います。例えば、地域住民の方の代表、或いは市議会、或いは区長会、それからいつも問題になります九州電力、それから農業団体、観光団体といったようなグループを入れて組織する必要があると思います。また、黒川自体は南阿蘇村にもかかっておりますので、阿蘇市だけではなく南阿蘇村とも一緒になったような組織を立ち上げる努力をしていかななくてはいけないというふうに思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 五嶋君。

○12番（五嶋義行君） 今言われたメンバー、ありがとうございます。

是非そのようなかたちで、スムーズな激特事業を終えました後には期成会の立ち上げを宜しく願います。

それから、その次の質問に入りますが、今度の激特事業で堤防の掘削、堤防に溜まった土砂と竹草ですね、綺麗に取り除かれました。それをどう維持していくか。これは地域住民が、近くにおる人たちが何らか、そのボランティア的な気持ちで刈り取りをすれば良くはないかなと、と申しますのも狩尾地区は区役の一環で年1回の堤防の草刈りをしておりまして、僅かなお金を県の方からいただいております。そういう、それが全部がそれが出来れば竹が生えとなかなか刈払い機が寄り付くようになりますし、竹さえ生やさなければ、だから1年に1回刈り取れば刈払い機で出来る、地域住民の20~30人の人が集まれば、そこ何kmずつかは出来ますので、是非、区長さん達にお願いしてそういう組織作り。もし区役で駄目なら、ボランティアグループを立ち上げてやるようなことはいかがでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君） 建設課長。

○建設課長（井 八夫君） 現在、県の委託でお願いをしております管理の部分もでございます。また内牧地区内につきましては、今回の河川改修でかなり堤防が建ちますので草刈り作業するのはちょっと危ないような角度になるかもしれません。この辺り少し管理が無くなっていくかなと思いますが、それ以外の地域の活動として行っていただく分には大変ありがたいことだと思っておりますので、区長さんにも出来る部分があるならばということでお願いをしたいと思います。

ただ本格的と言いますか、竹が本当に生えてしまったらなかなか刈払い機等では切れませんので、この辺りは県の方をお願いをして、河川管理者として竹の伐採等を続けていただくようお願いをしたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 五嶋君。

○12番（五嶋義行君） 竹が生えないように、1年1回草刈りをしたらどうでしょうかと。

昨年からですかね堤防、そして今、草が生えとるんですよ。その草なら刈払いで刈れるんです。そのところが出来る所はやってます。出来ない所もあるんです。そこら辺を何とか、市の建設課も大変でしょうがアドバイスして、草刈りが好きな人も居ますので是非お願いし

て下さい。ちょっとコメントを。

○議長（阿南誠蔵君） 建設課長。

○建設課長（井 八夫君） 確かに今、竹が無くなった時期が新たに草を切って生やさないということが大事なところだと思っておりますので、区長さんにご相談出来る部分はしていきたいと思えます。

○議長（阿南誠蔵君） 五嶋君。

○12番（五嶋義行君） この質問は、次に移ります。

次は、世界ジオパークについてはたった今、阿南議員の方から話がありました。だいぶ重複しますのでかなり割愛していきますが、先日の調査の結果、問題は無かったのか。今、阿南議員の話だとすぐ認定されるような話ではありますが、その中で問題はありませんでしたか。どなたか。

○議長（阿南誠蔵君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） これまでも既に何回か調査を受けておりまして、その問題を潰していくということを今までやってきましたんで、そういう大きな問題は発生しておりません。

○議長（阿南誠蔵君） 市長。

○市長（佐藤義興君） そのマイナスの部分で審査員の方が非常に注目をされたのは、車帰区の採石場でございます。もう1つは、非常に首を傾げられたのはリモナイトの所が、この2つが非常に首を傾げておられました。

ただ採石場については、2年後に協定等を結んで閉鎖ということになっておりますので、協定書自体のコピーを渡しておりますし、また知事も来られましたので、知事の方からもそのことは言明をされましたので、このことについては不安を払拭したと思っております。

リモナイトについては、なかなかああいいう珍しい資源でありますので、あれがそのまま破壊をしたり、或いはそのままの状態で経済活動に結びつけるということは感心はしませんね。でもコメントの中では、再生可能なものであるということであれば、これはあんまり問題にはならないですねというようなこともありました。ですからその辺の誤解が無いように、また改めてきちんとしたレポートをお2人の方に配信をしておるところでございます。

○議長（阿南誠蔵君） 五嶋君。

○12番（五嶋義行君） その2ヶ所とも私の地区にありますので、非常に私も、リモナイトについてはこういう見解は無かったんですが、ただリモナイトは不思議なのは、下の土を掘り取って乾かして販売しますよね、土を。そしてまた違う土をそこに入れとけば、あれがまた復活するということですので、非常にそういう面では何とかなるかなと、再生可能化。

それでもう1つ採石場についても、28年で終掘ということでベンチカットをして終掘するというで一応協定書も伺っております。ただ、それを終掘しても何十年もあの姿が見える訳ですよ。ですから前にも話したように、アメリカのマウントラッシュもあれじゃないけど、大統領もそうじゃないけど、何かを作った方が良いんじゃないかと思えますし、そのアイデアを皆さんに公募してみたらいかがでしょうかという質問ですが、どなたか答えて下さ

い。

○議長（阿南誠蔵君） 市長。

○市長（佐藤義興君） その採石場のことについてはご指摘がありましたし、一番最後色んな講評についての評価がありました。その時の委員の先生方がおっしゃられた方のご意見の中で、あの採石場はもし閉鎖をされた後、そういう岩が採石を採集をしながら一つの歴史を表すこの火山の外輪山の壁でもあるし、教育の場として逆に考え方を考えてみて取り組んで、ジオサイトにしてみたらどうかというような前向きなご意見等もありました。

○議長（阿南誠蔵君） 五嶋君。

○12番（五嶋義行君） はい、それを聞いてかなり安心しました。

逆手に取ってそれを売り込むと、宜しく願います。

最後の質問です。

阿蘇市の経済力についてということで質問をします。

このことは、全員協議会の中で聞いてみようかなという発端になったのは、阿蘇市の税の収納率が他町村に比べて低いということを知った時に、阿蘇市が豊かでないから税金の収納率が低いのかなというふうに思ったものですから、阿蘇市の経済力が県下の市町村の中でどの程度にあるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） 私の方から、観光面についてご説明させていただきます。

観光客の入込み推移でございますが、合併時17年の統計等から行きますと25年なんですと比較しますと、総入込み数が74万人増加でこれが15%増ということになります。内訳で見ますと、宿泊客においては2万8,000人が減少、これは3.5%です。一方、日帰り客では約77万人の増加で、これが19%となっております。総入込み客ベースで見た場合、県内外別の入込み客数では、県内客が46万人の減少でございます。17%になりますが、しかし県外の方が120万人の増で、55%でございます。結局は増でございますが、中でも外国人の入込み客が30万人の増で2.7倍となっております。実際、昨年などは台湾のチャーターで150本程来ているのもありますし、それと最後に観光消費額の推移でございますが、これも17年と25年でございますが、総合額ベースの比較で宿泊客が約16億円の増加、これは宿泊客は減っておりますが金額は増えておると、これが23%。日帰り客が17億円増の31%増となっております。ですから基本的に、一人当たりの平均観光消費額等が宿泊ベースで3,247円、日帰り客では135円でございますが増となっている状況です。

○議長（阿南誠蔵君） 経済部長。

○経済部長（渡邊孝司君） 県下の順位ということで調べてみました。

市町村別一人当たりの市町村民所得ということで出してあります。平成17年の方が13位、48町村中13位となっております。ちなみに1位が大津町でございます。それと、平成23年度が14位になります。これ1位が長洲町ということで、企業がおられる所がどうしても上に来ているようでございます。

○議長（阿南誠蔵君） 五嶋君。

○12番（五嶋義行君） その13位、14位の金額的には、トップ5と比べてどの程度の違いがありますか。

○議長（阿南誠蔵君） 経済部長。

○経済部長（渡邊孝司君） 平成23年度が、長洲町の方が一人当たり350万円、正確にはちょっと分かりませんが350万円ちょっとあります。それと阿蘇市の方が、200万円ちょっとあるというところがございます。

○議長（阿南誠蔵君） 五嶋君。

○12番（五嶋義行君） 150万円の差と、これを何とか出来るだけ近づけたいということで最後の質問ですが、経済部として今後どのような取り組みをするかと。一つ、昨日の森本議員の質問にもありました、駆除の報奨金が上がって非常に鹿、猪が沢山獲れておりますので、この鹿、猪を資源として何とか販売出来ないかという思いもありまして、私なりにちょっと調べてみたら、佐賀の武雄市がかなり早くからあそこは猪がいっぱいおりまして、市役所の中にいのしし課があって課長さんがおります。そして、その食肉加工場を作って販売をしておりますが、昨日まちづくり課長からの答弁では、あんまり歩留まりが良くないからとかいう話でありました。経済部長、武雄市の例を取りながら、どのようなお考えでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君） 経済部長。

○経済部長（渡邊孝司君） 武雄市の方は、私の方も調べて参りました。確かに言われるように、平成21年度に猪課が出来て食肉加工センターということで、やまんくじらという食肉加工センターを設立したということで今、通信販売で武雄ぼたんということでブランド化して売られているというところがございます。

ただ捕獲頭数が、うちの捕獲頭数からするとかなり違っております。ちなみに私どもの阿蘇市でございますけれども、平成25年、猪の場合でございますけれども127頭でございます、報奨金が増えたことで今200頭近くになっているというところがございますけれども、武雄市の場合は2,152頭ということで、ちょっと桁が違う中でやられているということで、報償費も桁違いの報償費を出されているということで、県下でも頭数がかなり獲れている所というのが山鹿市で1,818頭とか、天草市では4,900頭獲れていると。天草市では報奨金が3,800万円1年間要するというような現状がございます、この中でこの部分を何とか、昨日も森本議員の方から言われましたように、地域資源というかたちで活用して行きたいということで食肉処理場を作ってやっておられますけれども、なかなかこれが流通とか色々な問題で赤字になっているという現状がございます。そういった部分を踏まえて、確かに今の現状からするとなかなかこの有害鳥獣といった部分については、減っていく方向よりも増えていく方向が大きいと思います。そういった部分の中から、何らかの方法で対策を講じていかなくてはいけないというふうに思っております。阿蘇市だけでは先ほど言いましたように僅かな頭数ではございますけれども、阿蘇郡市といった部分では3,000頭近くになります。そういった部分であれば、阿蘇郡市の中でまずは取り組んでいく、加工場に取り組んでいくといった部分も今

回検討していかなくてはいけないのかなというふうに思います。

今、報奨金が増えたことで頭数が増えてやられておりますけども、色んな話が出てきております。鹿であれば尻尾とかそれになるものを持ってきていただいているんですけど、やっぱり処理しきれないのかその現場に放置しているということも耳にしますので、そういった部分を踏まえれば、何らかの方策を講じなくてはいけないという現状が来ているのも確かでございますので、即、食肉加工場とはいきませんがそういった実態、周りの状況を含めて検討して参る必要があるかというふうに思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 五嶋君。

○12番（五嶋義行君）是非、前向きな検討をお願いしたいんですが、やはり報奨金の証拠になるものは尻尾だけですから、2頭も3頭も同時に獲れて自分達では処理しきれずに埋設する訳ですね。ところが、埋設が手で掘って埋設するぐらいですから、後で野犬やら狸やらそんなのが掘り出して環境を汚染しておるといった状況もあります。その資源の無駄使いということもありますので、是非お願い致します。

それと鹿については、鹿は草食動物ですから、鹿は夏鹿が旨いと言って鹿は夏ですよ。何で夏が旨いかと言うと、十分な草があるから脂が乗っている訳ですよ。これは牛と一緒にですよ、市長が笑われるが、ですから鹿のハンバーグなんかは非常に好評です、鹿のステーキとか。皆さん、ちょっと鹿とか猪とかいうのは一歩引いておりますが、これは牛の放牧しとった牛ですよと言って食べさせれば、おそらく分かんと思います。そして鹿は、60度の傾斜地でもびんびん跳んで回るし滑落はしません。ですから阿蘇の資源としては、非常に有望な資源ですから、嫌がるばかりではなくてさっきの採石場と一緒にですよ。採石場の削っておるのが見栄えが悪いと言わずにですよ、それを阿蘇の人間は資源として生きてきたと。だから鹿だって、立派な資源になるんですから、部長、本気で前向きな答弁をお願いします。

○議長（阿南誠蔵君） 経済部長。

○経済部長（渡邊孝司君） 食肉加工については、非常に色んな問題があります。昨日も説明をしましたように場所的な問題、それと鹿、猪をとっても処理されてから1時間以内に処理しなくてはならないと、持ってこられても殆どの場合、販売されるような肉にならないというような部分がありますので、非常にクリアせなん部分が多いものですから、そういった部分を踏まえて、十分に検討した中で進めていく必要があるというふうに思います。

○議長（阿南誠蔵君） 五嶋君。

○12番（五嶋義行君） 部長、ありがとうございました。

これでまとめます。

やはり我々も、そういう先進地を見て勉強してきて、どうかたちでやれるのが良いか今から調査したいと思っておりますので、宜しくお願いします。

これで、一般質問を終わります。

○議長（阿南誠蔵君） 12番議員、五嶋義行君の一般質問が終わりました。

お諮り致します。

暫時休憩をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

暫時休憩を致します。

午後 3 時 18 分 休憩

午後 3 時 26 分 再開

○議長（阿南誠蔵君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2 番議員、園田浩文君の一般質問を許します。

園田君。

○2 番（園田浩文君） 2 番議員、園田でございます。

最後 17 番目ということで、毎回、私も一般質問が 2 日目の午後ということで、私事ではありますが今回、抽選の方に立ち合わせていただきました。そしたら、こういうまでございました。この後、全協の方も控えているようでございますので、的確な質問、的確な答弁で 45 分で終わらせたいというふうに思っております。

それでは通告書に沿いまして、2 点お聞きしたいと思っております。

まず、鍋づる線地区の花原川、宮原川の堤防嵩上げ工事ということで、これは県の事業ではございますが計画をされているようでございます。この花原川と宮原川ですけれども、市の管轄の部分と県の管轄の部分とあると思えますけれども、距離数的にはどのくらいの距離が、どっちがどういうふうな km 数になってますでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君） 土木部長。

○土木部長（伊藤繁樹君） ただ今の花原川、宮原川でございますけれども、花原川は 2 通りありまして、黒川河川から湯浦に抜けてる川、これは距離的にはこちら今持っておりません。花原川につきましては、もう 1 つ宮原川と花原川が一緒になっていると言いますか、西小園からはな阿蘇美までの線ですね、あれも 1 つございます。おそらく全体的に約 1.2 km ぐらいで、花原川と宮原川が半々位、600m、600m 位ではないかというふうに思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 園田君。

○2 番（園田浩文君） 花原川の方は、戦場ヶ橋で県の管轄と市の管轄という認識で宜しいですか。

○議長（阿南誠蔵君） 土木部長。

○土木部長（伊藤繁樹君） はい、戦場ヶ橋を挟んで県と市とで分かれています。

○議長（阿南誠蔵君） 園田君。

○2 番（園田浩文君） それでは県の事業で、堤防の左岸側が嵩上げになるということで、8 月 29 日の地域振興局からの説明があったところでございますが、0m から 1 番高い位置辺りは大体、どのぐらいの嵩上げが予定されているようですか。分かる範囲で結構です。

○議長（阿南誠蔵君） 土木部長。

○土木部長（伊藤繁樹君） 橋が 3 橋を架け替えが行われるということで、その 1 つが 2m ちょっと上がるというふうに聞いております。平面的に説明をいただきまして、これについ

てはそういうふうになっているということで聞いております。

○議長（阿南誠蔵君） 園田君。

○2番（園田浩文君） 3橋の中には内牧中央線から来ている橋と、あと小里湯浦線の長い直線コースの方の、それこそ戦場ヶ橋の橋梁の改修というのも入ってますか。

○議長（阿南誠蔵君） 土木部長。

○土木部長（伊藤繁樹君） 現在3橋と言いますのは、その戦場ヶ橋と内牧中央線の通り過ぎた所の小里橋だったですかね、それと黒橋と言いまして、その上流にちょっと小さい橋がございます。その3橋を計画されているということです。

○議長（阿南誠蔵君） 園田君。

○2番（園田浩文君） 実は一昨年 of 災害の時に、小里の花原川から約600mぐらい水が氾濫をして増水をして参りました。それで、鍋づる線の地域950名ぐらいの方が住んでいらっしやいます。この鍋づる線については、部長あたりの内牧1区の一部も鍋づる線についての訳でございまして、全部入れれば1,000名位になるかなというふうに思っております。

実は、左側だけの堤防が上がるということで、この地域の方々が氾濫をした時に今まで内牧側に入っていた水が結局、鍋づる線の北側の方に増水をしてくるのではないかなというふうに大変心配をされているところでございます。前回、一昨年の災害の時に避難勧告、避難指示ということで警報が出まして、勿論避難指示の時、体育館まで皆さん避難をしたんですけども、この時、水が引いた後に避難指示が出まして、皆さん車やら自転車やらで避難された訳でございまして。もしこれが、水が氾濫している時に避難指示や避難勧告が出た場合に、この地域の方々が心配しているのは裏山が、例えば土砂災害辺りで崩れるということで避難指示が出ると、しかし前に進むにしても、例えば前の水が氾濫をしていると体育館までの避難道路が無いんじゃないかというふうな話を、各地区でそういうことをされております。今度の河川改修その他県がやっていく事業の中で、水がはけてしまえば全然問題は無いんですけども、やはり県の方も何かもしあった時は、内牧の町の中は最低限守ろうというような県もそういう考えかなというふうに思っております。堤防が片側だけ上がって、片側だけ上がらないということは、水がそこまで上がってきた時はやはり低い方に勿論、水が流れますので、そういうところは非常に地域住民の方は心配をしております。

そこで提案ですけども、例えば戦場ヶ橋辺りがもし上がれば、擦り付け道路として少し長い距離をもって、避難道路として道路の方も一緒に嵩上げが出来ないかというような話もあっております。部長いかがでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君） 土木部長。

○土木部長（伊藤繁樹君） ただ今、園田議員がおっしゃった意味というのはとても分かる訳ですね。というのは、おそらく内牧の河川改修とかで黒川の容量はそれだけ上がってくると、色んな事業が今入ってきますので。しかし一部には、まだ浸水する所が残ってくるといことは事実です。そういう中で、3橋をかけ替えるというような計画がある中でそれを利用して嵩上げ、戦場ヶ橋が上がると一緒に何らかのかたちで県と協議しながら、浸水の線よりも上に避難道路的な意味合いを持たせた道路として、戦場ヶ橋の所は市道の鍋づる線から

来ている道路の一番動脈でございますので、そういう所を上げていく計画を立てていくというのは今後、検討していかなくちゃいかんというふうには思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 園田君。

○2番（園田浩文君） 現在の花原川の左岸側が大体 3.2m位の幅員があつて、乗用車が通る分には十分通るかなというふうには思っております。

例えば、堤防が 2mなり上に上がった時に、それをまた堤防の上を避難道路としてでも通れるように、何か考えが出来ないかなというふうには思っております。

例えば、なべづる線から避難してきた方が先日、田中弘子議員も質問されてましたけども、内牧千町線辺りまでずっと通り抜けが出来れば、そのまますんなり 57 号線辺りまでも避難道路として、内牧の街の中を歩いて 57 号線に逃げるといったことも考えられますので、今からいろいろ県とのやり取りがある中でそういうところも少し加味していただいて、少し要望として上げていただきたいなというふうには思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君） 土木部長。

○土木部長（伊藤繁樹君） ただ今のご意見ですね、鍋づる線から一直線に来て、内牧中央線を通して逃げていくというようなかたちで、とてもコンパクトにまとまるんじゃないかなと思っておりますし、今後協議していく中でもしっかり煮詰めていく部分だというふうには思っております。

2m上がるということで、そのまま簡単に擦り付けるんじゃなくて、先ほどおっしゃったように擦り付けを長くして、おそらく中門橋よりもちょっと手前までは浸かってないんですよ。横の線も、宮原から一本来た線は浸かっておりませんので、それと 2つを利用しながら、全体的に避難道路としての意味合いを持てるんじゃないかなというふうには思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 園田君。

○2番（園田浩文君） これはどこの地域も言えることだと思うんですけど、例えば橋、橋梁を改修するといった時は県の事業として県の予算が付けられると思っておりますが、例えば前後の市道の改修辺りは市の方で予算組みをせんといかんわけですか。

○議長（阿南誠蔵君） 土木部長。

○土木部長（伊藤繁樹君） 今それが大変難しい問題でありまして、おそらく県がやってくるこれからの事業について、市でもやっていかなんか出てくると思います。それを県と一緒にやっていける、お互いでやる予算と単独でやる予算、そういった部分をかみ合わせながら、また県でやって貰ってここまでやって下さいよというようなことでも要望していかなくちゃいけないし、そういうことを色々協議しながら、進めていかなくちゃいけないなというふうには思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 園田君。

○2番（園田浩文君） 一部河川が動くというような話もあつてますが、部長聞かれていますか。

○議長（阿南誠蔵君） 土木部長。

○土木部長（伊藤繁樹君） それは聞いております。

どういう意味かと言いますと、堤防が上がるものですから堤防が嵩上げになるとその堤防から出入りしている家屋が何箇所かございます。ですからそれをしないで良いように河道を移動すると、河道改修というような形で進めていくというようなことでございますので、今ある河道がちょっと北側に寄るといようなことになっております。

○議長（阿南誠蔵君） 園田君。

○2番（園田浩文君） 例えば県との色々割合もあると思うんですけども、県の方で余計予算が要する時はうんとすりつけの部分少し伸ばしていただいて、なるべく氾濫増水した時に上手く活用出来るような道路を避難道路として考えていただきたいなというふうに思いますが。

○議長（阿南誠蔵君） 土木部長。

○土木部長（伊藤繁樹君） せっかく橋梁も嵩上げも行われますし、こういう機会というのはもう無いと思うんですよ。ですから精一杯、要望も入れながら、そして安全な道が同時に出来ればこれは一石二鳥としますので、要望をどこまでお互い話しが出来るか分かりませんが、本当に良い機会であると思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 園田君。

○2番（園田浩文君） なかなか区長さん方も、やはり心配されているところもありましてよく話をするんですけど、今後、県との交渉にもなってくると思いますので、そういう時は私たちが微力ではございますけどもしっかり後押しはしていきたいと思っておりますので、その時は宜しくお願いします。

この件に関しては、終わります。

続きまして、防災マップに関連した質問をさせていただきます。

これが保存版ということで、平成22年に配布をされているのでございますが、例えば今出ました宮原川と花原川も名前がちょっと違った名前が入っておりますので、課長、一度建設課の方と話をされまして、県辺りはここの花原川と書いてあるのが、もう宮原川というふうに明示がしてあります。それと市の方の防災マップは、湯浦川になっておりますが、先ほどの部長の答弁ですと、この湯浦川じゃなくて花原川というふうになっておりますので、どこかメモっていただいとくと良いかなというふうに思っております。

これが平成22年に出来上がったということは、災害前に出来上がっている保存版ということで防災マップになっておりますが、今から県の事業も後まだ29年辺りまで時間は掛かりますけども、やはり防災マップの書き換えというのが必要ではないかなというふうに思っております。課長いかがですか。

○議長（阿南誠蔵君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 当然、今回、黒川激特事業の実施に伴いまして、浸水区域に対する災害危険区域が出てきますので、当然、今、保存版というかたちで配布しております防災マップの方には反映していく必要が出てきます。

併せまして土砂災害、昨日申しました上から崩れてくる部分、広島の土砂災害を受けまして、その認定の度合いも阿蘇市の場合50%以下となっておりますので、その部分も補足され

て参ります。その部分、十分反映した上で、今ご指摘のありました修正、その他にも誤り等もあるかと思しますので精査を行った上で、ある程度の段階で作って全世帯、また今後、転入されて来られる方々にも配布を行いたいと思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 園田君。

○2番（園田浩文君） 防災マップ、もう素晴らしい保存版だと思いますが、こういうのは備えていてこれを見ることがないのが一番良いのであって、見て自分がどこに避難せんといかんという確認程度で、後はいつも市長も言われている予防的避難というところで、危ないと身の危険を感じたらすぐに避難をするといったような動きが一番大事だとは思いますが、例えば昨日の東京辺りは、皆さんもご存知のとおり、ゲリラ豪雨で1時間に100mm以上を超える雨が突然降ってくるということも考えられます。大変、異常気象だとは思っております。後何年かありますけども、何か手立てはありますか、課長。

○議長（阿南誠蔵君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 今、議員の方から、あまり見ないが良いというような発言ありましたけれども、私としてはもう是非見て欲しいと思っております。

避難の仕方、こっちが使える時はこっちの道、例えば家族がバラバラにおる、避難した先はバラバラになった、そんな時はどういった連絡手段を取るかとか、そういった部分も書いてあるので是非、見て欲しいと思っております。

また、作り替えの件についてはある程度のタイミングを見て、区切りの良いところで河川の浸水被害の部分と上からの部分、合わせたところで作っていきます。

○議長（阿南誠蔵君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 今の防災マップの件で、確かに必要だとは思ってますけど、まだ議会に対して条例で可決もしておりませんし、何となくそういうような問題をここで論議をしながらその方向に行くということは、暗に認めるというようなそういう具合に勘違いをされる部分もあるんじゃないかと自分は今思ったものですから、この危険区域というのは相当、慎重に論議していかなくちゃいかんと思っちゃってちょっと発言をさせていただきました。

○議長（阿南誠蔵君） 園田君。

○2番（園田浩文君） 本当に先日は広島で、ああいう大変な災害があつてますので、慎重に立派なものを作っていたきたいなというふうに思っております。

課長ありがとうございました。

それでは、次の質問です。

続きまして、AEDの取り扱いについて質問をしたいと思います。

AED、AED言いますけども、Automated External Defibrillator と、これの頭文字を取ってAEDと言う訳でございまして、日本語に直すと自動体外式除細動器といったものでございます。これが全国に大体45万台、その中で約25万台は公共的な施設に設置してあるといった統計が出ております。これは設置では、世界一だそうです。公共的な施設は、例えば日曜日休館で開いてないとかそういったこともありまして、神奈川の大和市辺りではコンビニエンスストアに、自治体の方から補助を出しましてコンビニエンスストアに設置をして

いるといった所もあるようでございます。阿蘇市も当初予算では、大体 120 万円前後の予算が組んであるようでございますが、阿蘇市は大体この台数と設置場所はどのような所に設置をなされていますか。

○議長（阿南誠蔵君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 設置場所、設置台数について説明を申し上げます。

各課の方でそれぞれ設置を致しておりますので、総務課の方で一括して説明をさせていただきます。

阿蘇市の大体、公共施設 33 施設に 46 台、内訳としましては本庁、内牧支所を始め、小中学校 12 校に 25 台、体育館でありますとか図書館、社会教育、社会体育施設の 8 施設に 8 台、田園空間博物館でありますとか、あそびバなどの観光まちづくり課が所管する施設、8 施設に 8 台になっております。その他としまして、コミュニティセンター、カルデラ A S O、内牧の改善センターに設置を致しております。

○議長（阿南誠蔵君） 園田君。

○2 番（園田浩文君） これまあ年間のリースだと思いますけども、1 台当たりの単価というのは大体おいくら位で借りられていますか。

○議長（阿南誠蔵君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 契約の時期でありますとか、セットの付属品の中にひょっとしたら別の救急、簡易な救急具が入っている分もあります。大体平均しまして、4,000 円台から高いものと 6,000 円台になっております。6,000 円台になってきますと、収納ボックスという辺りまで含まれたところになっております。今のは月額です。

○議長（阿南誠蔵君） 園田君。

○2 番（園田浩文君） これはちょっと大阪市の方であった事例ですけども、やはり中の部品の欠落で使えなくて、患者さんが亡くなったといった事例が上がっております。メンテナンス辺りは、どういうふうに市の方ではやっておられますか。

○議長（阿南誠蔵君） 総務課長。

○2 番（園田浩文君） 施設を管理する各課が責任を持ってやっておりますし、指定管理者につきましても、その施設の管理者が定期的に確認を行うようにしております。特に、電池の残量辺りが非常に危ないというふうに聞いておりますので、その辺も含めてチェックを入れております。

○議長（阿南誠蔵君） 園田君。

○2 番（園田浩文君） これ大体 10 年前位に法の改正があつて、一般の人も使えるようなかたちになってようですけども、市ではいつ頃から導入なさってますか。

○議長（阿南誠蔵君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 一番早いもので言いますと、私の資料によりますと平成 22 年の 4 月の契約分が一番早くなっております。ひょっとしたら、22 年以前からの契約の分もあったかと思いますが、そこは詳細は調べてみないと分かりません。

○議長（阿南誠蔵君） 園田君。

○2番(園田浩文君) 国の統計で言いますと、大体25年度に2万3,296件、例えばAEDを使うような患者さんが居たということで、そのうち実際に使ったのは738名の約3.7%ぐらいしか使えてないといった統計が出ておりますが、22年度阿蘇市が導入してからそういった事故の事例があつてますか。

○議長(阿南誠蔵君) 総務課長。

○総務課長(高木 洋君) 阿蘇市が導入しましてから、実際にAEDを使うような事態が生じたということは報告は受けておりません。

○議長(阿南誠蔵君) 園田君。

○2番(園田浩文君) 使うような事態が無いのが一番良い訳ですが、例えば市の職員さん辺り、こういった講習会辺りの指導をなさってますか。

○議長(阿南誠蔵君) 総務課長。

○総務課長(高木 洋君) AED自体はですね、救急現場でも素人が簡易に使えるように、音声であるとか大きな見出しで使えるようになっております。しかしながらそういった場に遭遇した時、冷静に対応することが出来なくなってしまいますので、市の方でも職員を対象にAEDの使い方の講習会を行っております。

昨年度が27名、平成26年度24名が受講しております。特に1階については、各係から1名絶対出してくれということで、非常に来庁者も多いことから各係は1名必須で受けさせるようにしております。

○議長(阿南誠蔵君) 園田君。

○2番(園田浩文君) 例えば、市の職員さん辺りはそうやって目が届く訳ですが、例えば指定管理辺りの所の職員さん方の指導はどういうふうになさってますか。

○議長(阿南誠蔵君) 総務課長。

○総務課長(高木 洋君) 現在、指定管理施設募集を行っております。その募集要項の中で当然、救急の対応の用務ということでこういった救急救命法、人工呼吸及び心臓マッサージですね、それと併せて、このAEDの説明会を義務付けしておりますし実際、候補者から上がってきた事業計画の中においても、そういった部分がきちんと明示されているか確認を行うようにしております。

○議長(阿南誠蔵君) 園田君。

○2番(園田浩文君) 実はうちの近所の祭りの時に、急に倒れられた方が居て、その時は救急車、その他看護師さん辺りに対応していただいたんですけども、やはりAEDを使えない理由というのがまず使い方が分からない、何処に置いてあるかが分からない、それとどのような状態の人に使えば良いか分からない、怪我をさせてしまわないかが不安であるといったようなところが、何点か上がっているようでございます。

この4番目に、例えば使った時に怪我をさせたとか、何かが起きても今の法的には、これは罪には問われないといったようなかたちになっているようなので、色々指導される中で、そういうところも周知されてやっていかれた方が良いかなというふうに思っております。

それと学校施設でも、年間約50人の子供がこのAEDで治療しているようでございます。

例えば、部活動の指導者でありますとか、先生辺りの指導はどういうふうになさってますでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君） 教育長。

○教育長（阿南誠一郎君） 導入時に研修会やっておりますし、毎年夏休みに入る前にプールの監視の保護者を対象に学校毎にやっておりますが、その時に教職員も一緒に入って年 1 回この A E D の使い方、それから救急救命の講習会を消防署の方に来ていただいてやっております。

○議長（阿南誠蔵君） 園田君。

○2 番（園田浩文君） 例えば、中学生辺りだったら 3 年生位なれば、A E D の使い方は機械の方が判断してこの人には使えますよとか、どうやって下さいというのを音声でちゃんと指示が出るようになってますので、例えば中学校の 3 年生辺りになったらもう使えるんじゃないかと思いますが、教育長いかがですかね。

○議長（阿南誠蔵君） 教育長。

○教育長（阿南誠一郎君） 学校では部活動辺りでは、必ず指導者とそれから担当の職員が付くようになっておりますので、そういうことがあった時は大概その指導者が責任を持ってやっておりますので、中学生に使わせているという話は聞いておりませんが、指導者がひょっと居ない時にそういう事故が起こらないとも限りませんので、これからの課題として受け取らせていただきたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 園田君。

○2 番（園田浩文君） A E D は実技をやはり何度もやって、ちょっとしつこい位に分かるようにしとかなないと、急に使うという時になかなかたじろんで使えないと、まず A E D を使う前には、持ってくる間に心配蘇生法辺りをしっかりやらんといかんといったところがよく明記してありますので、そういうところを十分注意してですね、例えば設置場所辺りも、いつも人の目に着く所に設置しとくというのが一番の条件だというふうに書いてありますので、その辺りをしっかり取り組まれて、A E D を使うような事例が無いことが一番良いんですけども、もしあった時は皆さん方がすぐに使えるようなかたちを取っといた方が良いなというふうに思います。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（阿南誠蔵君） 2 番議員、園田浩文君の一般質問がこれで終わりました。

以上を持ちまして、今期定例会に通告提出されました一般質問は、全部終了を致しました。

## 日程第 2 委員会の閉会中の継続審査（調査）について

○議長（阿南誠蔵君） 日程第 2 「委員会の閉会中の継続審査（調査）について」を議題と致します。

各常任委員長、議会運営委員長、議会広報特別委員長、及び議会活性化特別委員長から、会議規則第 111 条の規定によりまして、お手元に配布致しました申出書のとおり、閉会中の継続審査（調査）の申し出があります。

お諮りを致します。

各常任委員長の報告のとおり、閉会中の継続審査（調査）をすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

従って、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）をすることに決定致しました。

よって平成 26 年第 5 回阿蘇市議会定例会は、本日をもって閉会することに決しました。

着座のまま、ご挨拶を申し上げます。

第 5 回阿蘇市議会定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

今期定例会は 8 月 29 日開会以来、本日まで 14 日間に亘り、提案されました今年度補正予算を始め諸議案について、終始極めて熱心に審議をいただき、本日ここに全議案を議了致しまして無事閉会の運びとなりましたことは、偏に皆様方共にご同慶に存ずる次第であります。

執行部各員におかれましては、今期定例会において成立致しました諸議案の執行にあたりましては、各常任委員長報告を始め、今会期中の各議員の意見を十分尊重していただき、市政各般における向上を期し、更に一層の熱意と努力をされますよう心から希望申し上げる次第でございます。

終わりになりましたが、終始議会運営にご協力をいただきました議員各位に、心からお礼を申し上げまして、閉会のご挨拶と致します。

どうもお疲れ様でございました。

ありがとうございました。

午後 4 時 01 分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により下記署名する。

平成 26 年 月 日

阿蘇市議会議長

阿蘇市議会議員

阿蘇市議会議員